

御調八幡宮蔵の角筆と角筆文献

小林 芳 規

目次

- 一、はしがき
- 二、御調八幡宮蔵の木製角筆について
- 三、御調八幡宮蔵の角筆文献について
 - (一)八幡大菩薩御縁起二卷
 - (二)神宮寺座主相尊模写「板書碑文」(再写)一枚
- 四、終りに

一、はしがき

備後国御調八幡宮は、御調郡八幡庄に鎮座し、備後国の総鎮護として由緒ある古社である。近年の町村合併により、現在は広島県三原市八幡町に属する。

三原の儒家、青木充延が文化十三年(一八一六)に編述した『備後八幡雜記』(草稿一冊、三原市立図書館蔵)の冒頭に、当八幡宮について左のように記している。

備後国御調郡八幡庄宮内村にあり、三原より二里、町子の方にあたる、此宮あるによりて八はたの庄とも宮内ともいふなるへし、縁起由来今伝らず、故に御鎮座年曆さたかならず、神宮寺并世俗の年久しく申伝る平田弥三郎か事による説ありしか、近頃古経の跋文を探り得しより、当世好事家の諸説、又国史古書の類を左にあげて、いつれか是ならん事を後の君子の校正をまつ

この末尾に記してあるように、この書物は、青木充延が御調八幡宮に伝わった典籍・文書を始めとする社宝を取上げて紹介し、関係する国史古書の類を引用して、その考証を記したもので、「八幡宮略縁記」から始まり、白雲の「八景の歌色紙八枚」に終る。この白雲は、本書の跋文によると、松平定信公の命により諸国の古社寺の文物を調査しに歩いた僧で、寛政十二年(一八〇〇)五月に三原に来て充延に御調八幡宮の調査を依頼した人物である。白雲は、同年九月に再び三原を訪れ、この

度は、八幡宮の「八幡山神宮寺」に宿泊している。青木充延が『備後八幡雑記』を執筆するに至った動機はここにある。

この『備後八幡雑記』によると、「神護景雲二年歳在戊申五月十三日」の書写奥書のある一切経の「説一切有部順正理論卷第二十三」を始め、神宮寺の座主相尊が「建久五年（一一九四）甲寅十月七日 甲子午講読了」した本奥書を有つ、一切経の「出三藏記集録上卷第二」（文永十二年書写）や、同じく相尊が「（建久六）年乙卯七月十六日戊戌申講読了」した本奥書を有つ、「広弘明集卷第二十三」（鎌倉中期書写）などが経蔵に蔵せられていたという。相尊が講読したという奥書を有つこの一切経の二巻は現在も経蔵に伝わっている。他にも平安時代（院政期）書写の一切経の経巻や鎌倉時代板の大般若経も現存している。

又、『備後八幡雑記』には、「書写一切経」について次のようにも記している。

経蔵年久しく破壊せし時、雨露に損じ、又紙魚の為に亡ひて、今存する所漸半なるも、年をおふてくさりそこなふもの多し、嘆ずるに堪たり
年号ある跋文の写しは前に載、
蔵経のうち稀に「三井御経蔵／奉施入慶豪」如此銅印あるもの見へたり

この「三井御経蔵」云々の朱印を押捺した経巻としては、今は「阿毘曇毘婆娑論卷第三十九」一帖が現存しているに過ぎないが、端書に「第三十一櫃」の墨書があり、充延の記述に併せて見ると、元はもっと多量の同類の経巻が蔵せられていたことが推定せられる。

御調八幡宮の歴史については、沢井常四郎氏編『御調八幡宮 八幡荘』（大正十年）に詳しく、又、現、桑原季彦名誉宮司の簡にして要を得た解説がある。この解説によって知られる通り、御調八幡宮は、文献上では、延暦二十三年（八〇四）に、桓武天皇病氣平癒祈禱の為に、中国は「叡島備後八幡山」にて神壇を設けた（『和気家文書』）とあるの

が古く、降って、保元三年（一一五八）十二月三日の左辨官宣旨に石清水八幡宮寺領として「備後国、御調別宮」と記され（『石清水文書之一』）鎌倉時代の初頭、元暦二年（一一八五）正月九日の源頼朝下文案に、八幡宮寺領として、「御調別宮」が見えている（『石清水文書之一』）。

御調八幡宮蔵の縁起類、中でも建暦二年（一一二二）神主三宅貞時写の『備後八幡大菩薩略縁起』によれば、神護景雲三年（七六九）道鏡により、和気清磨の流謫に伴い、姉法均尼広虫も流されて備後のこの地に到り、宇佐八幡大神を勧請して、弟清磨の雪冤を祈願し、宝亀八年（七七七）には国守参議藤原百川により社殿が創建されたとある。これに對して、『備後風土記卷之四、芸備風土記』のように、御調八幡宮経蔵に伝来した、神護景雲二年書写の一切経によって、神護景雲二年以前の勸請説を挙げるものもあるが、『藝藩通志卷九十八』の説く如く、御調八幡宮神宮寺座主の相尊が講読した奥書のある現存一切経によって、その本奥書に出る応保三年（一一六三）には、この八幡宮の存したことは、先ず考えて良いであろう。しかも、後述のように、経蔵に伝来し現存する平安時代（院政期）の聖教の中には、書写当時の訓点を施したのも見出されるから、この経典を通して、実際に講読の行われたことが知られるのである。

さて、その平安時代の古写経を伝来した、御調八幡宮の古経蔵の中から角筆らしきものが見出された、という連絡を、同八幡宮の桑原季彦名誉宮司から此の度頂いた。昭和六十三年一月十六日のことである。同宮司の話から判断するに、備後国の総鎮護として由緒ある八幡宮の、しかも平安時代の古写経を伝える古経蔵から出現したということと、発見者の桑原宮司が三原市教育委員会社会教育課に勤務され、『備後八幡雑記』の発刊に力を致すなど、文化財の保全・顕彰に努めて来られたこととから、その角筆らしきものが唯物でないと感じられた。

そこで、現物を実見させて頂くこととし、若干の古聖教と共に、文学部の研究室にお持ち願ひ、暫く預ることになった。十余日間、関係者の

協力も得て、調査した結果、これが木製の角筆と見て差支えない証拠が得られ出した。

更に、その裏付けのために、御調八幡宮の経蔵に伝存する古典籍・古文書の調査を現地に出かけて行った。同年一月末から二月初にかけてである。その結果、角筆で被写面を凹ませて、文字や絵を書いた文獻（角筆文獻）が二点発見された。一点は、『八幡大菩薩御縁起』二巻であり、もう一点は、当宮神宮寺座主の相尊が、この八幡宮寺にかつて存した石碑文を板に写した板書碑文（再写）である。

更に又、古経蔵に伝存する古経函の約八十箱を調査し、その中に朽損甚しきためにそのまま残存していた古経巻の若干を取出し、慎重に開き繙いた所、いずれも平安時代（院政期、十二世紀）の書写に係る一切経であり、その中には書写当時の訓点まで施されていて、これを実際に講読したことを物語る経巻も見出されたのである。

本稿は、御調八幡宮に伝存した社宝のうち、今回新たに判明した、角筆と角筆文獻を主として、報告させて頂くものである。

角筆の調査については、文学部考古学教室の潮見浩教授、地理学の中田高助教授、並びに理学部植物学教室の田中隆莊教授、同中田政司助手の御教示と御世話を忝うし、又、理学部附属植物遺伝子保管実験施設の谷口研主講師の御世話を頂いた。

角筆文獻を始め、経蔵の古典籍・古文書の調査に際しては、桑原季彦名誉宮司と、同神宮の御一家の皆様から、格別の温かい御世話とおもてなしを賜った。又、当研究室の山本秀人前助手・山本真吾助手の協力を得、佐々木勇氏の助力もあった。

調査及びその実施については、国語学国文学教室の稲賀敬二教授、位藤邦生助教授の御配慮を頂き、又、国史学教室の坂本賞三教授の御高配を忝うし、勝坂巧前事務長、藤川行平会計係長の御世話を得た。

本稿が成ったのは、これらの方々のおかげであって、ここに深く感謝の意を表するものである。

二、御調八幡宮蔵の木製角筆について

今般、御調八幡宮の経蔵から見出された木製角筆は、『備後八幡雜記』は無論、他の社伝、縁起等にも記載されていない。しかし、古色を帯び、使い古された用具であることは一見して明らかである。ここでは、先ずその形状を説き、その先端部の状況からこれが角筆であることを考証し、次いで今までに発見された象牙製角筆などとの関連に言及し、更に江戸時代の学者が角筆について詮索した説への影響にも触れることにする。

(一)角筆の形状

木製で長さ二十四・六厘であり、一見して小筆に似るが、先端部に毛がなく、その代りに先端に向かって次第に細くなり、先は尖った感じで、外見は万年筆の先のようなものである（本稿末に掲載した写真、角筆1参照）。先端の幅は一耗、この先端から軸の方に向かって十厘の平たく削った凹みが入っている。軸の切口は楕円形で、幅最長は一厘二耗、横幅は八・〇耗である。反対側の先は切れ込みがあって鳥口（かきぐち）のようである。切れ込みは長さ十二・〇厘に亘っている。

全体が同じ材質で、硬い柘植のような一木で作られている。くすんだ赤褐色を帯び、所々に墨の黒い汚れが飛んで付いており、尖った先端部に近い方には朱い絵の具の迹が付いている。この全容を上方と右横と下方とから撮ったのが、稿末の写真、角筆2・3・4である。

長さが二十四・六厘というのは、唐代の小尺の一尺（しち）に近い。その製法には古式を反映しているらしい。手にとってみると、筆のように持ち易い感触があり、尖った先端は紙面に何か書けそうである。しかし、この形状のものがかつて見たことがなく、又、文獻にも管見に入らない。先例のないものを解明し、これが角筆であることを証明するには、如何にすればよいか。

(二)先端部の状況

この木製品の製作された年代と材質を調べてもらうために、考古学研

究室の潮見浩教授を訪れて、意外なことが分った。尖った先端部が使い古されたために摩耗して一方にゆがみ、そこに繊維のようなものが付いていたのである。三十倍のライトスコープを覗いた潮見教授がそれを見付けられ、「布の加工物でない」ことも指摘された。今まで肉眼では気づかなかったものである。実体顕微鏡で見ると、一方にゆがんで見えた先端は、実は材が割れてブラシ状を呈していた。これが、肉眼では万年筆の先のように見えたのである。その割れた材のすき間に繊維らしきものが何本も突きささっている。(稿末の写真、角筆5は、材が割れてブラシ状を呈した先端部とそこに突きささった繊維とを示す。写真、角筆6・7・8はこれを角度を変えて撮ったものである。)

製作の年代は、焼却して原形を変えてしまわなければ分らない由であるために、この遺物そのものからは求め難いが、繊維らしい付着物とそれの先端部の状況とが、角筆であることを証する最初の手掛りとなった。

これには、理学部植物形態学の田中隆荘教授の御芳情を賜り、同教授の御教示と、同教室の中田政司氏の献身的な調査の結果によるものである。本稿末に掲載した角筆の各種の写真と繊維の拡大写真も、同氏の撮影されたものである。

先端部についての、田中教授の教示は凡そ次のようである。(1)摩耗した状況は、万年筆の先の減り工合と同じである。(2)木目に細かく入ったひび状の割れ方は、力が一方方向だけでなく、色々な角度から加わっているから、この先端を色々な角度を以て摩擦させ使っている。(3)繊維は、木目に深く入らずに、引裂けた材のすき間に突きささっている。(4)繊維には二種がある。以上のようである。

このうち、(1)と(2)については、この先端で、紙の面を押し凹ませて文字を書いたという私の予想に矛盾しない。しかも、摩耗した面は光沢をさえ帯びて、そこに青黒色のものが固着している。墨蹟の付着かと思われるものである。

先端部で、先端から七耗程の軸寄りの箇所には、下部に一極に亘る折

れ目が入っている(稿末の写真、角筆9・10・11・12参照)。この折れ目は、先端のブラシ状に材が割れて立ち上った方向とは逆の、下部面に生じており、大きな筆庄のような力がブラシ状の割れ方と連動して加わり、それが一度や二度ではなく、長い間に亘って加わって来たことを示している。この硬い木製品が、これ程の折れ目を生じたり割れ方をしたりしているのは、相当に使い古された結果と思われる。このことは、この先端が筆記具として、紙面を押し凹ますのに、長い期間に亘って使い古されたことを示すもう一つの証である。恐らく、持主は、この筆記具の持ち方に癖があり、常に一定の形で握っていたのであろう。

この先端と反対側の先は、切れ込みがあつて烏口のような(写真、角筆13・14・15・16参照)。その一片は先端が黒く焦げたようになっていゝ。中田政司氏の教示によると、火で熱して炭化させたらしいという。割れた材のすき間に突きささっている繊維は、これが角筆として筆記用具であつたことを裏付ける、更に有力な証拠となった。

角筆付着の繊維について、三五〇倍〜一七五〇倍の顕微鏡で詳細に調査された、中田政司氏は、別掲写真と共に次のような結果を寄せられた(昭和六十三年二月二日付)。

角筆の先端のブラシ状に割れた材のすき間から二種類、三本の繊維が採取できた(写真、繊維①、⑦、⑩)。

①は長さ約〇・八ミリメートル、太さ約11ミクロンの円柱状で、表面にまばらな鞘状の模様が見え、内部は中空のようである(写真、繊維②③④⑤⑥)。

繊維⑦、⑩は長さそれぞれ約〇・九ミリメートル、〇・八ミリメートルであり、長さ40〜50ミクロンの高杯状の基本単位が連なった特徴ある構造をしており(写真、繊維⑧、⑨)、方向性があり、先端はしだいに細くなっている。

繊維①を現在の紙の繊維と比較すると、楮紙からとった繊維の中に、これと似た形態のものが見られる（写真、繊維⑲、⑳、㉑、㉒）。同様のものは、御調八幡宮に保存されていた大般若経の巻第十七（鎌倉時代初期の刷）（写真、繊維㉑、㉒）、巻第九（写真、繊維㉓）、巻第一（写真、繊維㉔）の紙繊維中にも見られる。

繊維⑦、⑩は、その形態の特殊性から生物由来の繊維と考えられるが、今回観察した紙のサンプル中にはこれと似た形態のものは全くみられなかった。

（備考）

角筆の先端保護のため取付けたポリエチレンチューブの中から九本の繊維が採取できた（写真、繊維①～⑩）。これらは、角筆に付着していた繊維がチューブ内に脱落したものである可能性が高いが、断定はできない。

写真、繊維①、②、⑤は、写真①と、また楮紙の繊維と形態が似ている。

写真、繊維⑬、⑭、⑯、⑰の繊維は断面が扁平なりボン状で、所々よじれが見られ、幅が均一でない。これらの特徴は、現在の紙の繊維と比較すると、雁皮紙からとった繊維（写真、繊維㉕）、雁皮・楮混合紙からとった繊維（写真、繊維㉖）にも見られる。また、御調八幡宮に保存されていた大般若経の紙繊維の中にも見られる（写真、繊維㉗、㉘）。

写真、繊維⑭、⑱に見られる、繊維の表面の膜状の凹凸は、大般若経の紙繊維に特徴的に見られ（写真、繊維㉙～㉚）、現在の紙の見本の繊維には見られない（写真、繊維㉛～㉜）。

写真、繊維⑰は、他と比べ著しく太い（幅の広い）繊維であるが、

同様の太さの繊維は大般若経の紙繊維の中にも見られる（写真、繊維⑲、㉑）。

以上の結果から、写真、繊維⑦、⑩の繊維を除き、角筆の先端に付着、或いは付着していた可能性のある繊維が、楮紙または雁皮紙、楮・雁皮混合紙、或いは御調八幡宮に保存されていた大般若経の紙に含まれる繊維と形態的に異なったものであるとの結論は得られない。

（植物形態学講座 助手 中田政司）

右の繊維の比較に用いた、御調八幡宮蔵の大般若経は、鎌倉時代の摺写本で、巻第十七の一卷は、刊記に「佛子貞隆」とあり、続いて墨書で、奉摺写供養為散位安那定親女共三親之とある。又、巻第九には、刊記が、

春日御社執行正頭正四位下中臣連遠忠とある。更に、巻第四十六には、刊記が、

相当沙彌政阿彌陀仏十三年周忌／奉彫供養親父安陪時資／嘉祿元年酉九月一日

とあり、それに続いて墨書で、

為散位安那定親女共二親之／是阿彌陀仏と記されている。

この大般若経の巻第一、巻第九、巻第十七、巻第四十六の四巻は、僚巻であって、奈良興福寺で刷られた嘉祿年間（一一二五—一一二七）の春日版六百巻を、安那定親が願主として摺写したものである。江戸時代享保十二年（一七二七）には、この八幡宮の神宮寺に六百巻が存していた。安那定親は、別に御調八幡宮に現蔵する、金剛壽命陀羅尼経版本（一枚）・阿彌陀経版本（二枚）・法華経普門品版本（二枚）の刊記に願主として名を記している。阿彌陀経版本の刊記には、

嘉祿二年丙申七月十六日始之／同歳八月十七日畢 願主安那定親

とある。嘉禎二年（一二三六）は嘉祿元年より約十年後である。安那定親は、備後国安那郡の土豪か、安那郡出身の者と推定されている。

従って、この大般若経はその料紙が鎌倉初期以前のものであることが知られる。その繊維が、現在の見本紙のうち、楮紙、雁皮紙、楮・雁皮混合紙と似た形態であり、しかも、角筆の先端に付着、或いは付着していたと思われる繊維と形態的に異なったものでないという結果が得られたのである。

且つ、角筆の先端に付着していた繊維にある表面の膜状の凹凸が、大般若経の紙繊維に特徴的に見られ、現在の紙の見本の繊維には見られない事象に注目すれば、角筆の繊維が古代紙の繊維を残し伝えて来た可能性が大きいと思われる。

③今までに発見された角筆との関連

用具としての角筆は、今までに二件が発見され、これを確認した。

一件は、竹製で、東京国立博物館蔵である。長さ十九種、直径五・五耗の丸形の竹の棒を切口が蒲鉾型になるように裁ったもので、切口の高さは四・〇耗である。この竹の棒の先端は、竹へらのように削られ、ここは使い古したらしく、紙を押し出した摩擦で生じたと思われる光沢を帯びている。附箋には「角筆 竹製」とあり、それによると、明治五年二月に、蟻川式胤が献品したものであって、「清原宣条調進スル所ノモノヲ以テ宮道子賢模製スル所」と記している。模造とはいっても、手垢に汚れ、実際に長期間使い古された遺品である。博士家の清原家や菅原家が角筆を調進し、しかも各家によって定まった制のあったことは、村瀬栲亭の『秋苑日涉』卷之十二に説いており、清原家については、「清原氏、用レ竹、長短小大、皆有ニ定制」と記している。東京国立博物館蔵の竹製の角筆は、清原家伝来のものを、模造ではあるが、今日に伝えたものである。

二件目は、象牙製で、三重県桑名市吉野丸の鎮国守国神社に蔵せられるものである。長さ二十四・二種、軸共円形で直径六耗、先端が尖りそ

の径が三耗であり、この先端部が一種の長さに削りそがれている。その尖端部は黒ずみ光沢を帯びているので、この先にて紙面を凹ませて実際に文字を書き、使い古したものであることが分る。軸も手垢で汚れている。この角筆を包んでいた江戸時代の包紙（楮紙）の端裏書に「定信公御幼年之時／御字さし」と墨書されている。そのような伝承があったのであろう。この箱に貼附された附箋の「宝第一一四九号」は、大正十年十月に整理作製された目録の番号である。鎮国守国神社は柔翁松平定信公（一七五八―一八二九）ゆかりの神社であり、その遺品が蔵せられている。象牙製の角筆はその中に伝存せられたものである。

今般出現した御調八幡宮の角筆は、木製である。木製の角筆としては初めての出現であり、これを確認したということになる。

竹製の角筆も象牙製の角筆も、その先端が光沢を帯びていて使い古されたことが分るが、此の度の角筆は木製であるために、先端の摩擦やブラシ状の割れ方・木目のひび割れ・下部の折れ方が、良く使い古されたことを具体的に如実に示しており、しかも割れた材のすき間に突きささっている繊維が古代紙のそれと見られることによって、筆記具として使用したことが裏付けられることになった。

しかも、竹製も象牙製も、時代が江戸時代後期以降の新しいものであったのに対して、御調八幡宮の木製は、室町時代以前の更に古いものである。

角筆の材質について、『秋苑日涉』卷之十二では、菅原家が象牙を使い、清原家が竹を用いると記している。角筆に象牙を用いることは、『秋斎随筆』『安斎随筆』『文教温故』でも説き、又、竹を用いることは、『牙籤考 附録』『後松日記』でも説いている。

木製に関しては、『雅遊漫録』卷二に、

本邦官家に用給ふ木筆と云ものあり、是じつきなり、もとに條頭榮あり、官位の高下により紅紫青濃淡の法あり、源氏物語につまじるし

と云ものはなり、公家の物なれば委しくこゝにしるさず、予が家有職の家より伝ふ

とあり、「木筆」も角筆と同じと見ている。日本の記事で管見に入ったのはこれだけであるが、中国では、『佩文韻府』に既に「木筆」の語が収められてあり、現に唐代の「木筆架」が吐魯番阿斯塔那から出土している。『史記正義』には、「古者無紙筆、用刀削木、為筆及簡牘、而書之」と説いている。

御調八幡宮の木製の角筆には飾りはないが、筆記具として使用されたものであることが判明したことにより、それは右のような内外の文献の記事の「木筆」に通ずるものであり、その実物が得られたことになる。

四 江戸時代の学者の詮索説への影響

角筆の用途について、江戸時代の学者達は様々に推測している。「翻紙の具」、「経槌を指点する具」、「文筆の具」、とする三様の説である。

第一の、翻紙の具というのは、読書の際に書物を手垢で汚さないために、直接に手で触れる代りに、角筆を以て頁を操るもの、というのである。これは「経槌」について『雅遊漫録』巻二の説く所である。

書籍ヲ看ルニ、紙ヲ翻ス為ノ器也、手ニテ反セバ手沢ニ汚レン事ヲ悪テナリ、書ヲ愛スル人必ズ備フベシ

『秋苑日涉』巻之十二でも、「経槌」について東涯が「字沙式」即ち角筆であるとする説と、「雅遊漫録」の「読書翻紙の具」とする説とを並べて、「未レ知ニ孰是」と言っている。しかし、「経槌」が角筆と同一物であるとするならば、角筆の用途についてのこの解釈には不審がある。手垢の汚れを避けるために翻紙の具とするのは、書物の体裁が冊子本をとった際のことであって、その各丁をめくる折の用具となる。しかるに、平安時代・鎌倉時代の古記録に出る御書は、「置ニ御注孝経一巻紙也」（『江家次第』十七）のように巻子本であったから、角筆は翻紙の役には立たなかった筈である。これは、後世、江戸時代に、冊子

本が普通となった時代に、当代の本の体裁に基いて昔を憶測した解釈か、中国における「経槌」の説をそのまま孫引したかであって、日本の事実と反するものである。

中国では現在でも、翻紙の具として、「経撥」が使用されている。筆者が確認し得たのは、北京市の道教寺院の白雲觀で実見し、関係僧より説明を受けたものである。これは、長さ約三十浬程の木製の扁平状のものである。恰もペーパーナイフを大形にした形状である。全体に朱漆が塗られてあり、手に持つ方は刀剣の束状でその先は円形となっている。反対側の先端も丸みを帯びており、正に翻紙の用に適うが、その先端で紙面を凹ませて文字を書くことは出来ない。

「経槌」については、川瀬一馬博士の『日本文化史』（一四〇頁）に説く所がある。同博士蔵で「吉備真備の遺品」と説かれる。

竹製で丁度ペーパーナイフのような形になっていて、鹿のなめし革の紐がついております。そして裏に朱漆で「従五位上守右衛士督兼行中

宮亮下道朝臣真備」と署名が見られます（同右書、一四一頁）

所掲の写真によると、その形状は、白雲觀蔵の「経撥」に通ずるものであって、先端は笏にも似た形であるから、それで紙面を凹ませて文字を書くことは難しい。翻紙の具には適しても、角筆とは全く機能を同じくしないものである。

「経槌」は、角筆とは別のものと見るべきである。

第二の、経籍を指点する具というのは、漢籍の句説を人に授ける際に、書中の字を指すのに用いるもの、というのである。

『秋苑日涉』巻之十二「代指」に次のように説いている。

博士家授ニ人句説（中略）以指ニ点経籍（俗云ニ字沙式）（原文、小字双行）所レ謂代指也、三柳軒雜識曰、塊玉如レ笥名ニ代指一、講筵進講時、以点ニ頭経籍一、漢遺物

角筆の異称には、このように「字指」「代指」の他、「字突」がある。いずれも、書中の字を指すという機能に由来している。「字指」は、

『秋苑日涉』の他、『文教温故』巻上「訓点」の条に、「点図と同じく調進するところの角筆といふものは、今俗に云字指（或は字つきのことなり）と説き、『江家次第秘抄』巻第十七「御読書始」にも、「角筆（先ハ也）とあり、又、『古今沿革考』にも、「是は書籍を読む字さしなり」と説いている。

「字突」は、右掲の『文教温故』巻上「訓点」に出る他に、『秋齋隨筆』上「角筆の事」に、「御読書の始めには、字つきを角筆と号して用ひらる」と説き、『安齋隨筆』巻之四にも、「角筆 皇太子親王等御読書始に用ひ給ふ字突の事なり」とあり、『腐纜集』八にも、「菅家角筆（俗に云の事）としてゐる。

「字指」「字突」は、角筆の「俗」称として、当世風の響がある。実際、これらの異称は、室町時代以降に見るものであつて、管見では、『和長卿記』明徳六年（一三九五）の「読書始」の条の「字指」、『康富記』宝徳二年（一四五〇）の「御読書始」の条の「字差」が古く、『実隆公記』明応七年（一四九八）の条の「字指」がこれに次ぐ。鎌倉時代以前では、名称としては「角筆」のみであつて、「字指」「字差」や「字突」は全く見られない。それで書いた文字や訓点も「角書」「角説」「角点説」「角点之古本」と呼ばれている。

角筆の実質的な機能は、院政期以降には変質しており、室町時代は変質が始まってからも長年月を経ており、まして江戸時代の学者は、伝承や遺物によって推測したに過ぎないから、変質した後世の立場からした命名と見る余地が十分にある。

角筆の用途が単なる字指しであつたのなら、先端をあれ程に削りさらせる要もないであらうし、又、材質に象牙や竹など硬いものを用いる必要もなかったであらう。又、単なる字指しの用ならば、例えば、笏のような用具でも事足りた筈である。事実、笏を以て字を指して教えたという記事が、『建内記』永享元年（一四二九）三月二十九日の条に、「東（持笏、昇持、笏、突、字奉、教之）と記されているのである。

角筆の機能の第一義が、字を指すにあつたとするのは疑わしいのである。

第三の文筆の具というのは、その削った先端にて、紙面を押し凹ませて文字を書ける用とする、というものである。これは、『秋齋隨筆』上の「角筆の事」に説くものである。

天子にても東宮にても、御読書の始めには、字つきを角筆と号して用ひらる、（中略）これは御忘れ遊ばされるとき、先にきめ付て御覚えのために、先を筆の形に削るものなり

即ち、漢籍の字問を授受する折に、受者が、備忘のために、経籍の紙面に直接に押凹して文字を書くためのものという。

同種の説は、『南窓筆記』巻之三にも見られる。又、溯つて、室町時代の『和長卿記』明徳六年（一三九五）の「読書始」の条にも、

字指用ニ筆二管一、一管（管少生、管師範）是中家之説云々、文筆猶有レ便歎之由予命レ之了

と述べて、「文筆に猶、便有るかの由」と説いている。降つて、書陵部蔵の『角筆記（高辻修長記）』（写本、一冊）によると、高辻修長が「今上陛下」（明治天皇）に読書を御教え申上げるに際し、慶応三年（一八六七、明治元年）に献上し、陛下は「常ニ御使用アリ」と記している。その「角筆」は、「蓋書籍学習之時、指点文字、以為記識之便也、俗謂之字指或読軸、慶応三年九月八日、奉旨献之」云々と説明している。ここでは「記識之便」ともしたと説いている。ここでは文字を指すとも説いていて、いずれが、本来の機能であつたかは明らかではない。

角筆が、その長さを一定していること、一端が必ず筆の形に削られてゐることを形態上の必要条件としているのは、筆記用の働きと密接な関係を持つものと思われる。事実、『篁物語』では「かくひち」で恋の歌文を書いたと記し、他の和文の記事や、仏書に残る角筆使用の記事でも明らかに校異の文字や訓点を書いたことを示しており、又、現に、角筆によって文字や、訓点や図絵を書いた文献が、紙本では、奈良時代から

江戸時代末に亘って、広く、伝存している。その点数は、昭和六十三年八月現在で百九十八点を数える。更に溯って、藤原宮木簡や平城宮木簡にも、その書入れが見られ、中国大陸の二千年前の漢代木簡からも、その書入れが確認された。従って、角筆が、古来、筆記の具として使われたことは疑う余地がないのである。

今般出現した御調八幡宮の木製角筆は、その先端の摩耗やブラシ状の割れ方・木目のひび割れ・下部の折れ方など、使い古された状況と、割れた材のすき間に突きささっていた繊維が古代紙のそれと見られることよって、筆記具として使われたことが明らかになり、江戸時代の学者の詮索した諸説のうち、文筆の具であったことが裏付けられるわけである。

ただ、江戸時代以前の本邦においては、筆記具としては毛筆が普通の用具であった。にも拘らず、角筆で文字を記すということには、然るべき理由がなければならない。

抑々、角筆で書かれた文字と、毛筆の文字とを比較すると、その大きな相違として二点が挙げられる。第一は、角筆の文字は、紙面を凹ませることよって書かれたものであるから、目に付き難いことである。これに対して、毛筆は黒などの色彩によるから、一見してその文字が書かれていることは明白である。第二は、角筆の文字は、紙面を凹ませるだけであるから、毛筆のような硯・墨や、墨継ぎの要がないことである。従って、硯・墨の用意も、それに水を注いで磨くという手間も要しない。恰も、鉛筆が発明される以前において、削る必要のない鉛筆の如き役割を持っている。これは、例えば、漢籍や經典の講義などにおいて、被講者が時間的に余裕がなく勿々に次から次へと文字を紙面に書込んで行く場合には、毛筆に比べて利点となりうるのである。

又、第一の目に付き難いということは、明白を要するという点では不利点となっても、逆に目立ち難いことや貴重な本の紙面を墨などで汚さないという点から見れば利点となる。従って、文字を書入れる目的が、

最初からそのようなことにあった場合には、却って好都合となりうる。正に、備忘、私的な意志の伝達には適当なのである。ここに角筆が筆記具として用いられて来た意味があると思われるのである。

三、御調八幡宮蔵の角筆文献について

角筆を以て紙面などに文字や絵などが書付けられた文献を、「角筆文献」と呼ぶ。この角筆文献が、御調八幡宮の経蔵から、二点、今回の現地調査において発見せられた。一点は『八幡大菩薩御縁起』二巻軸であり、もう一点は神宮寺座主相尊模写の板書碑文（再写）一枚である。以下、この二点の角筆文献について述べる。

(一)『八幡大菩薩御縁起』二巻

書誌的事項は左の通りである。

絵巻、室町時代写、卷子本二軸（稿末写真48頁参照）、楮紙、印記ナシ、押界（天二条、地二条、但シ、中途二天ノミ墨横界ヲ引ケル所アリ）、一行十七字、布地ニ唐草模様ヲ描キタル表紙、八双アリ、天ト地トノ縁ハ縹色ノ幅〇・八五櫃ノ紙ニテ全巻ニ亘ツテ縁取リヲスル、但シ落剥セル所アリ、木軸（長サ三五・三櫃）、外題ナシ、奥書ナシ、本文ハ漢字平仮名交リ文、図絵ハ濃彩色、上巻七図、下巻六図、絵ハ別紙毎ニ画キテ詞書ノ紙ニ継ゲリ、

（内題）（上巻ノ巻頭ニアリ、下巻ノ巻頭ニハナシ）

八幡大菩薩御縁起

（尾題）（上巻・下巻トモニ無シ）

〔法量〕

（上巻）天地三二・八櫃、界高（墨附部分）二七・五櫃、界幅三・〇櫃、紙数五十五紙（一紙ノ長サ長短アリ、軸付補紙別）、詞書計一

四〇行

(下巻) 天地三二・七種、界高(墨附部分) 二七・五種、界幅三・〇
櫃、紙数三十九紙(一紙ノ長サ長短アリ、軸付補紙別)、詞書計二
一九行

本文は、上巻が「八幡大菩薩御縁起」の内題に次いで、「夫吾朝秋津嶋豊葦原中津国昔ノ天神七代地神五代已上十二代者乃神之ノ御代也地神第五神珍波武鷗鷲荻葺ノ不合尊第五御子神武天子と申者」の詞書に始まり(稿末写真48頁参照)、絵七図を交えて、神功皇后が甲鎧姿で大磐石に「犬」の字を書き、大磐石を隔てて、異国の王三人が門より外に出て跪いている絵で終る。下巻は「其後皇后宮彼異国を伐從て筑前国ノ掃着し給ふ十日と申に以鷗羽御産屋ノを葺給て槐樹に御投付て王子をノ生給ふ彼所を産之宮と名付たり」の詞書に始まり、絵六図を交えて、「住家とす熱鐵をハ飲とも不善之人ノ之施をハ不可受と御誓あり我者必ノ五八月に彼處に影向を垂て異国之ノ冤敵を殺害したる其孝養をする也」で終っている。

詞書に交えた絵の内容は次のようである。

(上巻)

〔絵 第一図〕(神功皇后、出陣に際して住吉明神に出会う図)

内裏の御殿があり、その後に羅勢門がある。七人の鎧武具を帯びた御供衆が、その前を行く御輿に従う。御輿は八人で担ぎ、その前を四人で綱曳く。その先頭に神と鋒とをそれぞれ持った二人を画く。その前に、老人が杖にすがって立ちて向う。(稿末写真48頁参照)。

〔絵 第二図〕(住吉明神、牛を海中に投げる図)

その老人(住吉明神)がお召船の船先に立ちて、黒毛の牛を海中に投げ入れる。牛はあおのけに海中に投げ出される。

〔絵 第三図〕(神功皇后、住吉明神に御対面の図)

お召船の内より幕を上げて、この老人に初めて御対面の躰あり。

〔絵 第四図〕(住吉明神、大岩を射貫く図)

大磐石の岩あり。老人の射る矢は、この岩を射貫きて飛ぶ。

〔絵 第五図〕(住吉明神、セイノウの舞を演じて磯童を召す図)

楽所の絵。楽人六人、横笛・笙・篳篥・太鼓・琴・琵琶を奏す。楽所に続く舞台を海の上へ張り出し、その上でこの老人が一人にて舞う。舞台の先方の海上なる龍頭の舟に童べ一人、赤と青の二つの珠を持って立つ。

〔絵 第六図〕(神功皇后、新羅軍を攻め圧勝する図)

味方の御船三艘を画き、船上の武者の中に神功皇后も乗合す。異国の兵は皆海中に沈み死せる姿あり。海中に大龍二頭、異国の兵を食める図あり。異国の船三艘、舟の一人は太鼓を打ち、一人は大貝を吹き鳴らす。

〔絵 第七図〕(神功皇后、新羅王の前で、石に弓で戦勝の銘を刻む図)

神功皇后は、虎皮を敷いた上に甲鎧姿で立ち、重藤の弓のゆはずにて、大磐石に「犬」の字を書く。御供衆も甲鎧姿に武具を伏せて座し従う。大磐石を隔てて、異国の大王三人が、門より外に出て跪く。

以上、上巻の絵七図が詞書の間に挿入されている。

(下巻)

〔絵 第八図〕(神功皇后出産の為の、鶉の羽根で葺いた産屋の図)

鶉の羽で屋根を葺いて造った産屋の宮の絵。

〔絵 第九図〕(石躰権現、金鷹として現れる図)

岩上に止まった鷹が、左方の宝殿を睨む図。

〔絵 第十図〕(箱崎にしるしの松を植え、赤幡・白幡各四流が天より下る図)

逆さに画いた松の右方に、赤幡四流、左方に白幡四流を画く。

〔絵 第十一図〕(鍛冶する翁となり、又、三歳の小児となって現れる図)

鍛冶する叟、吹竈二つ置いた家の中にあり、家の外に大臣が跪く。次いで、竹幹に立った三歳の童子に向って、大臣が幣帛を捧げ祈る図が

ある。

〔絵 第十二図〕（和氣清麿、宇佐の海岸に着いて、鹿に乗って宇佐宮に向う図）

宇佐宮の社、二頭の狛犬の前方に、差し縁あり、ここに行教上人が座して行をおこなう。これに続いて、鹿に乗った清麿が大菩薩の御宝前にて拝む図あり、それに続けて、一艘の虚舟を画く。

〔絵 第十三図〕（行教上人、石清水に八幡を勧請する図）

大山の上に男山八幡三所の社を画き、真中の社の前に行教上人が奏上する図あり、男山の奥に、石清水の池と社を画く。

以上、下巻の絵が終り、最後の詞書、「其後延喜御門御朝大臣一人御座き、平朝臣時平と申人太宰府大弐と成て下らせ給へり」以下、「我者必五八月に彼處に影向を垂て異国之寇敵を殺害したる其孝養をする也」に続いてはいる。

これらの彩色絵の輪廓が、総て角筆による凹みで書かれているのである。角筆による凹みの線に墨線などを全く重ねて画いた所は、凹みが見分け難いが、角筆の凹みと墨線とがずれている所では、角筆の凹みが分り易い。角筆の凹みの線の分り易い箇所の主な所を例示する。

〔絵 第一図〕

七人の鎧武具を帯びた御供衆のうち、羅勢門に一番近い所にいる武者の、甲の輪廓を書くのに用いた凹みの線が見える。又、その武者が腰に差した大刀の、剣先の方が角筆の凹みでは長く、しかも二通りに書かれてはいるが、墨線の仕上りは、それよりもずっと短かく画かれている（稿末写真49頁参照）。

又、杖にすがって立つ老人の、輪廓を画くのに用いた角筆の凹みが良く認められる。特に、下顎の線、背中の中の衣の線、両手と袂の線は、凹みのはっきり見える。袂の下絵に用いた角筆の凹みの線は、墨線がこれをなぞらず、すらして書いてあるので明確である（稿末カラー写真

参照）。御輿を担ぐ官人の輪廓を書いた凹みも見える。

〔絵 第二図〕

黒毛の牛の、輪廓を書くのに用いた角筆の凹みも、確認することが出来る。

〔絵 第三図〕

お召舟に手を掛けて押し出している老人の、冠と衣裳の輪廓を画くのに用いた角筆の凹みも、確認される。

〔絵 第五図〕

楽所の楽人のうち、箏篋を吹く楽人の冠と衣裳の線も、凹みのはっきり認められる。墨線は必ずしもこれをなぞらないので、ずれがあるため、角筆の凹みは一層はっきりする。この楽人の後にある大鼓の、輪廓を書いた凹みの線も見られる（稿末カラー写真参照）。又、琵琶を奏する楽人の、衣裳と琵琶とを書いた凹みの線も、良く認められる。凹みの線と墨線とに、ずれのある所も見られる。

〔絵 第七図〕

大磐石を隔てて跪いている異国の大王三人の、輪廓を書いた凹みの線もはっきりと認められる。凹みの輪廓を、墨線がなぞらない所もある（稿末写真49頁参照）。

〔絵 第八図〕

産屋の宮の、屋根に葺いた鵜の羽の、一枚一枚の輪廓を書くのに用いた凹みの線が良く認められる。以下、同断である。

要するに、この『八幡大菩薩御縁起』という絵巻の、絵の部分は、それを画くのに、角筆による凹みが下絵の技法として用いられていることが確認されるのである。墨線は、その凹みの跡を忠実になぞって重ね書した所と、角筆による凹みの、いわば原案には従わずに、ずらしたり、凹みを無視したりして画いた所も認められる。そこには、絵画における作図技法の在り方や、大刀の長さに角筆の凹みと墨線とで長短の差が生

ずるような、絵を写した書き手の、風俗の認識の差異なども窺われて興味深い。

この下絵の技法に用いた凹みの跡が何によって付けられたかは、厳密に確定することは難しいが、紙面の凹みの状況と、先述の木製角筆の軸に附着した朱の絵の具等とから、角筆によるものと考えられる。これについては後述する。

御調八幡宮蔵のこの『八幡大菩薩御縁起』の大巻二軸は、現在、黒漆塗の木箱に収められている。この漆箱は、江戸時代初期の寛永十四年（一六三七）九月に浅野長門守忠政公が寄進したものであることが、この箱の蓋裏に彫った次の文字で分る（稿末写真48頁参照）。（蓋裏、陰刻・赤漆入）

寛永拾肆丁丑曆

奉寄進 八幡宮御縁起箱

九月吉日浅野長門守忠政

箱は、縦三七・五厘、横二〇・三厘、深さ一〇・〇厘、両端の金具に黄緑の紐が附せられている。大きさは、この縁起絵巻を収納するのに適っている。

浅野長門守忠政は、三原浅野家の第三代忠真公であり、忠政は初諱である。忠真公は、この「八幡宮御縁起箱」寄進の他、寛文五年（一六六五）三月には「備後御調郡宮内村八幡宮拝殿破損に付建替同所若宮柱根継屋根葺替」を行い、延宝六年（一六七八）には「御殿上葺再興」（浅野家文書）をされている。

第二代の忠長公も、官山伐採につき毎年札銀半分を八幡社修繕に当てさせ（寛永十五年二月、浅野家文書）、同社の三重塔や二重楼門、拜殿並籠殿の破損に付、修繕・葺替を行っており、第四代忠義公、楼門等建替、第五代忠綏公、元文四年一切経蔵再興、梵鐘鑄造、第七代忠正公、

観音堂再建、第九代忠順公、八幡社建替、第十代忠敬公、若宮再興、第十二代忠英公、浅野家祈願所とされる等、この御調八幡宮は代々の三原城主浅野家の保護を受けて来ている。

本藩の浅野家でも、斉賢公が文化二年（一八〇五）九月に領内巡在の折、八幡宮社蔵の「宝物古筆書画」を世羅郡津田村において、持参させ閲覧され（浅野家文書）、同九年三月には同社に参詣されている。茂長公も文久元年（一八六一）十月に領内巡在の節に、同社の宝物を閲覧されている。恐らく、この八幡宮縁起絵巻も閲覧に供されたものであろう。忠政公が、御縁起箱を寄進されたというのも故なしとしないのである。箱の寄進が寛永十四年であるから、この縁起絵巻はそれ以前から御調八幡宮に蔵せられていたことになる。

この縁起絵巻について、青木充延は『備後八幡雜記』に次のように記している。

縁起記 二卷

同箱の銘

寛永拾肆丁丑曆

奉寄進八幡宮御縁起箱

九月吉日 浅野長門守忠政

当社の縁起にあらず、応神帝の御事を絵入にて仮名文に書しもの也、年曆は見へねども、画図の時代六七百年前のものなるべしと白雲申き、烏鳥帽子を着、左のかたぬき弓引る図、又甲冑くさずりの後の割たる図など、古代の風俗の見つべきものありとて白雲写し婦、翌年の書版に古画類聚といふ白川家の御蔵板に加入ありしといふ。

此縁起を写せしを見るに永禄九年丙寅閏八月廿八日伊香民部大輔正の写とあり、故に其以前のものなる事をおもふべし

右の記文の中で、「永禄九年丙寅閏八月廿八日伊香民部大輔正の写」というのは、江戸時代寛政十二年（一八〇〇）に靈明なる僧が転写した本を指している。この本は、御調八幡宮に現蔵されている。以下には、この靈明転写本について触れ、角筆による下絵を持つ『八幡大菩薩御縁

起』との関係に言及する。

【靈明筆「八幡大菩薩御縁起」二冊】

靈明筆のこの御縁起は、袋綴装二冊の冊子本であり、現装は一綴にしてある。縁起絵巻の二巻の中から詞書だけを書き抜いたもので、絵は一切省略し、その代りに、絵の説明を、例えば、第八回（下巻の最初の絵）について、「爰に御うと云鳥の羽して造給たる産の宮の絵」のように加えている。詞書の本文は漢字平仮名交り文であるが、漢字に片仮名の振仮名を付した所がある。

上巻を一帖、下巻を一帖とし、料紙の楮紙に一頁五行、一行十五字に記す。界線は無い。法量は、縦二七・二種、横一九・八種であり、上帖は表紙共十七丁、下帖は表紙共二十五丁である。外題は、

（上帖） 八幡大菩薩御縁起上

（下帖） 八幡大菩薩御縁起下

とあり、内題は、上帖・下帖ともに（稿末写真50頁参照）、

八幡大菩薩御縁起

とある。尾題は、上帖にはなく、下帖に、

御縁起上下巻

とある。これに続いて、奥書が次のようにある（稿末写真50頁参照）。

一拙僧為令書写御縁起之年号于時

永祿九年^{丙寅}潤八月二十八日と有之又伊香

是を写之正能書と年号之下^ニ書而有之也

備後之國御調郡八幡庄宮内村別當於神宮寺^ニ

寛政十二^{庚申}年十月廿九日靈明謹書

又、上帖の末にも、

為書付上巻是計也

下巻ハ伊香民部大輔正能書写繪者也

とある。伊香民部大輔正能について、桑原季彦宮司の教示によると、御

調八幡宮の北にある銚が峯（広島県重要文化財「銅戈」出土）を越した所に、「二位屋敷」「中納言谷」（字）があり、その続きに「伊香」の屋敷があり、現在もその子孫が住んでいるという。又、同宮伝来の古文書「備後國御調郡八幡大境之事」の末尾に、『備後八幡雜記』によると、「伊香筑後守／陸貞判」として、

大永六^{丙戌}年平田分惣境迄^ニ証文浄栄様御書写しおかせられ候を、天

文十一年^{壬寅}年十一月廿八日ニ伊香筑後守かきうつし置候、為後日如

件

と記している。天文十一年（一五四二）は、永祿九年（一五六六）より二十四年前に当り、同じ室町時代である。伊香氏は、同宮近在で同社に係りのあった家と考えられる。靈明については未詳である。

さて、この靈明が転写した本の詞書を、先述の絵巻二軸の角筆で絵の輪廓を書いた本（以下「角筆下絵二巻本」と称す）の詞書と比較すると次のようである。両本の全文については別に発表の機を得ることとして、ここでは、巻上の冒頭部と、巻下の巻尾部を掲げて比較する。（下欄は本文に使用した変体仮名の字母を示す。この翻字では変体仮名は現行平仮名に改めた）

【角筆下絵二巻本】

（巻上、冒頭部）

八幡大菩薩御縁起

夫吾朝秋津嶋豐葦原中津国昔

天神七代地神五代已上十二代者乃神之

御代也地神第五神彦波武鸕鷀苅葺

不合尊第五御子神武天子と申者

人之代之始也自彼帝以来人王十六代之

御末心神天王と申者今之八幡大菩薩

之御事也御父仲哀天皇御宇貳年

1 登 2 希 3 尔 4 婦 5 登 6 勢 7 者 8 阿 9 利 10 古 11 連

癸酉自新羅国夷狄勢来て日本国を
 欲討取天皇讓勅而云 皇后之宮懷妊王子
 若為男子者可為龍王之錚若為女子
 者可為龍王之后 云々 雖然仲哀天王者
 即位九年庚辰之春二月六日於筑紫
 樞日宮無程御崩去訖其後 神功皇后
 彼夷狄を攻從と思食ける時に俄狂女之
 姿と成給ふ武内大臣是者如何成御事哉
 覽と申させ給へは御託宣あり我ハこれ
 五十鈴川之邊に住む天照太神也三韓已
 起而拾萬八千艘之船を出し立数拾万之
 軍兵を催をし我國を改めむとする也急此
 地に不来前に可禦と御託宣ありハ武内
 重而申さく神明にて御座さは其験を頭
 給へと申御身より光明を放し十方を
 照しての給はく高き山の嶺に登
 朝廷之神達を驚かし申さハ御瑞相有
 へしと御託宣あて忽本之御心に成給ふ
 御告之儘四王寺山に御幸あて神之
 枝に金之鈴を付七日七夜之御神楽をなし
 祈念し給へは不思議なる御瑞相ありて
 新羅百濟高麗を攻從とて鎮西江趣き
 給し時羅勢門を出させ給ふとて有御祈
 誠曰願者天道助吾力□夷国冤敵令我
 国安穩給者何賚過て乎と被仰しかは
 何方より共なく白髮なる老翁一人
 来也皇后問曰如何成人やらむと老人答
 言君新羅百濟等を伐從と思食立給ふ

55 54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1
 氣爾梨希利滿婦屋那里者志ヲ見七消チ 一七ニ似タ字 婦勢幾里者志那尔尔阿登遍閑耳乃幾利遍者佐尔利阿登耳尔春無尔

此翁も御供申為奉作御力まいりく也と申
 けり其時皇后御心中に思食けるは
 彼老人之魅さしも我が力になりぬへし
 とも不覺と乍思食若ハ反化之物にてもや
 ある覽とて召具て鎮西江御下らせ給ふ

〔繪 第一図〕

(卷下、卷末部)

此時

大貳殿胸ささきて申給ふ誠にさる御壹候
 凡夫愚薄之身者世事に打まされ此
 祈願一切不覺き非奉敢忘神恩也然者
 則御殿をや可造替又何處にか改而可奉
 崇と申給ふ重而有御託宣曰從是乾之
 角にしらゝの浜あり我天下国土を守護
 せし初戒定患之箱を埋てしるしの松を
 立たり是故に其所を箱崎と名付たり
 其松の下にハ之幡雨降なる故に我を彼
 處に可崇なり御殿正方をハ戌亥角に向
 へし九間に是を造連て礎之石
 之上にハ異国之怨敵之名を可書付是
 則為降伏夷狄也又内廊外廊をハ二階
 に造て葺合に葺て又二重之樓門を
 立よ彼内廊者諸神衆会のため外廊
 者為覆修行者也此樓門者王位威勢
 衰人民氣力衰時者定彼冤敵攻来則
 我登樓門可防之他国よりハ我が国人之
 相論まかさしと可守護人間之苦者我苦
 なり吾者別之住家なし正直之人之首を

32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1
 尔天尔尔越尔退尔尔尔能堂尔多能志世阿能羅志尔婦可尔幾連滿尔婦
 40 39 38 37 36 35 34 33
 利登可滿可利能与

64 63 62 61 60 59 58 57 56
 勢阿尔登遍里可毛佐

住家とす熱鐵をハ飲とも不善之人
之施をハ不可受と御誓あり我者必
五八月に彼處に影向を垂て異国之
冤敵を殺害したる其孝養をする也

(以上、一行空白あり、軸付補紙を継ぐ)

〔靈明筆転写本〕

(卷上、冒頭部)

(一七)

八幡大菩薩御縁起

夫吾朝秋津嶋豊葦原中津国昔天神

七代地神五代已上十二代者乃神之御代也地

神第五神彦波武鸕鷀刈草不レ合、

尊第五御子神武天子と申者人之代之

(一ウ)

始也自ニ彼帝一以来人王十六代之御末

応神天王と申者今之八幡大菩薩之

御事也御父仲哀天皇御宇貳年

癸西自新羅国夷狄勢来て日本

国を欲討取天皇議勅而云皇后之宮

(二ウ)

懐妊王子若為男子者可為龍王之

輝若為女子者可為龍王之后云云雖然

仲哀天王者即位九年庚辰之春二月

六日於筑紫櫻日宮無程御崩去訖

其後 神功皇后彼夷狄を攻從と

(二ウ)

思召ける時に俄狂女之姿と成給ふ武

47 46 45 44 43 42 41
堂 志 尔 尔 阿 毛

1 登

11 10 9 8 7 6 5 4 3 2
連 古 利 阿 者 勢 登 婦 尔 希

内大臣是者如何成御事哉と申させ
給へば御詫宜あり我ハこれ五十鈴川之邊
に住む天照太神也三韓已起而拾
萬八千艘之船を出し立数拾万之

(三ウ)

軍兵を催をし我國を改めむとす
る也急此地不来前に可禦と御詫
宜有り武内重而申さく神明にて
御座さば其驗を頭給へと申御身
より光明を放し十方を照して

(三ウ)

の給ハく高き山の嶺に登朝
庭之之神達を驚かし申さハ御瑞
相有へしと御詫宜ありて忽本
之御心に成給ふ御告之儘四王寺山
に御□ありて榊之枝に金之鈴を付

(四ウ)

七日七夜之御神楽をなし祈念し給へ
ば不思議なる御瑞相有擬新羅百濟
高麗を攻從とて鎮西江趣き給し
時羅勢門を出させ給ふとて有御
祈誠曰願者天道助吾力亡夷国之

(四ウ)

冤敵令我國安穩給者何寶過て
乎と被仰しかば何方より共なく
白髮なる老翁一人來也皇后問曰
如何成人やらむと老人答而言君新
羅百濟等を伐從と思食立給ふ

54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12
氣 尔 希 滿 婦 登 屋 那 里 者 可 志 勢 幾 天 者 志 那 尔 天 某 字 墨 消 耳 天 里 阿 登 遍 閑 耳 乃 幾 遍 者 佐 天 尔 登 耳 春 無 耳

(五才)

此翁も御供申為奉作御力まいく也
と申ける其時皇后御心中に思食
けるハ彼老人之躰さしも我か力にな
りぬへしとも不覚と乍思食若ハ反
化之物にててもやある覽とて召具して

(五ウ)

鎮西江御下りなさせ給ふ

〔絵第一図の説明文〕

(巻下、巻末部)

此時大貳殿

(二十二オ)

胸打さハきて申給ふ誠ニさる御事候凡夫
愚薄之身者世事に打まぎれ此祈願一切
不レ覚江き非レ奉敢忘レ神恩也然者則御殿をや
可レ造替又何處にか改而可奉崇し申給ふ
重而有御託宣曰從レ是乾之角にしら

(二十二ウ)

の浜あり我天下国土を守護せし初戒
定恵之箱を埋てしるしの姿を立たり是
故ニ其所を箱崎と名付たり其姿の下ニ
八之幡雨降なるゆゑに彼處に可レ崇也御
殿正方をハ戌亥角ニ向へし九間ニ是

(二十三ア)

を造連て礎之石之上ニハ異国之怨敵之
名を可レ書付是則為レ降伏レ夷狄也又内廊
外楼をハ二階に造て葺合に葺て又
二重之楼門を立よ彼内廊者諸神衆

25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1
天 遍 尔 尔 惠 遊 堂 多 能 志 天 世 農 羅 志 尔 婦 尔 幾 禮 滿 尔 流 婦 幾

64 63 62 61 60 59 58 57 56 55
天 毛 天 尔 登 遍 里 可 毛 佐

会のため也外廊者為覆修行者也此楼

(二十三ウ)

門者王位威勢衰人民氣力衰時者定而
彼冤敵攻来ラン時則我登レ楼門ニ可レ防
レ之他国よりハ我国人之相論まかさしと
可守護人間之苦者我苦也我別之住家
なした正直之人之首を住家とす

(二十四オ)

鐵丸をハ飲とも不善之人之施をハ不可
受と御誓あり我者必五八月に彼處
に垂影向テ異国之冤敵を殺害
したる其孝養をなせる也
御縁起上下巻

(以下、靈明ノ書写奥書ニ続ク)

右の二本の文章の内容を比べると、極めて酷似している。但し、靈明筆転写本は、行取りが異なり、漢字に片仮名の振仮名を施したり、仮名に濁点を施したりした所があって、この点は相違する。しかし、本文の字句においては、漢字の崩し方や、「云」「而」の小書きと大書きの区別まで一致し、更に変体仮名の字母まで一致するものが多い。例えば、右掲の巻上の冒頭部について見るに、変体仮名の字母が異なるのは、五十鈴川之邊に(角筆本「尔」―靈明本「耳」)

羅勢門を出させ給ふ(角筆本「婦」―靈明本「ふ」)

の二例に過ぎず、他の多量の変体仮名は両本が一致しているのである。これらの事柄は、大局的に見て、両本が親子関係の位置にあることを推定せしめるものであるが、この関係を具体的に裏付ける事柄がある。(一)、靈明筆転写本が、親本の一行分を脱落したままで次行を続けて書いてしまい、後に行間に脱落した一行を補入した箇所がある。

43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26
奈 流 多 志 尔 尔 寿 奈 登 可 滿 免 多 能 与 尔 天 尔

〔靈明筆転写本、巻下、五丁ウ2行→3行〕
〔2行〕 応神天王穂波郡宮浦と云所に暫渡せ

○又豊前国宇佐郡本山と申ス山ノ上ニ而御飾を落して

〔3行〕 給ふ○御飾を落して其山之麓にて不捨

この箇所を、角筆下絵二巻本は、次のような行取りで書いてある。

〔角筆下絵二巻本、巻下49行→52行〕

〔49行〕 (上略) 応神天王

〔50行〕 穂波郡宮浦と云所に暫わたらせ給ふ

〔51行〕 又豊前国宇佐郡本山と申山之上にて

〔52行〕 御飾を落して其山之麓にて不捨

両本を比べてみると、靈明筆転写本では、角筆下絵二巻本の51行の一行をそっくり脱落して、50行の行末の「給ふ」から52行の「御飾を」に直ちに続けて書いたことが分る。後に51行の脱落に気づいて行間に補入したが「御飾を落して」を重複して書いてしまい、これを墨縦線で抹消したものであることが分る。

〔一〕靈明筆転写本が、親本の二行分を脱落したままで続けて書いてしま

い、脱落したままで、補加しない箇所がある。

〔靈明筆転写本、巻下、十七丁オ3行→4行〕

〔3行〕と云事をの給ハす箱崎に戒定恵之箱を埋

〔4行〕しるしの姿に井垣をしめてより以来人皆

この箇所は、角筆下絵二巻本では、次のようになってゐる。

〔角筆下絵二巻本、巻下159行→163行〕

〔159行〕と云事をの給ハす箱崎に戒定恵之

〔160行〕箱を埋しるしの松を殖給ふ事此行教

〔161行〕和尚に向けて教給へり其後行教箱崎に

〔162行〕到て彼しるしの松に井垣をしめてより

〔163行〕以来人皆(以下略)

両本を比べてみると、靈明筆本では、角筆下絵本の160行の「しるしの松」

の次の「を殖給ふ」以下、161行の一行そっくりを脱落し、更に162行の行初の「到て彼しるしの松」の八字までを脱落して、直ちに「に井垣をしめてより」に続けてしまつてゐる。角筆下絵本の、160行目にある「しるしの松」(変体仮名の字母「志るし能」と、二行先の162行目にある「しるしの松」(変体仮名の字母「志るし能」とが、字母字形が酷似している上に、行中における位置まで同じ高さであったので、靈明筆本では、同じ「しるしの松」という字句に目移りして、160行目から直ちに162行目に飛んでしまつたもの、と考えられる。しかも、文脈上は、二行分を脱落しても、一応文意が通るために、気づかぬままに補加をしなかつたのであろう。

〔三〕靈明筆転写本では、親本の「苦」字と「若」字との区別に迷つて転写した所がある。

〔靈明筆転写本、巻下、十六丁ウ3行〕

此得解脱若衆生故号八幡大菩薩

この五字目の「若」は、「若」とも「苦」とも読まれそうな字形であつて、恐らく始め「若」のように書いて、後から「苦」に加筆したらしい。この字の右傍に、「シヤク」の振仮名を施したもの、これを四角の枠で囲み(抹消の意)、この字の左傍に「ク」の振仮名を施している。

この箇所を角筆下絵二巻本では、

〔角筆下絵二巻本、巻下、156行〕

皆得解脱苦衆生 故号八幡大菩薩

のように「苦」を書いているが、「古」の第二画目が右上から左下への斜線に書かれていて、一見では「若」にも紛れそうである。

角筆下絵二巻本では、この「苦」字と「若」とが極めて紛らわしい筆法で書かれている。次の通りである。

(巻上、40行) 乍思苦ハ反化之物にてもや

三字目は、文脈上は「若」であるが、「」の下に「古」を書いていて、「苦」に見える字形である。

(巻下、15行) 備前国にて古宮を生給ふ

六字目は、文脈上は「若宮」であるが、字形は巻上40行と同じで、「苦」に見える。

(巻下、93行) 古神明にてましまさハ

一字目は、文脈上は「若」であるが、字形は巻上40行と同じで、「苦」に見える。

(巻下、214行) 人間之若者我若

四字目と七字目とは、文脈上は「苦」である。共に同じ字形で「古」の下に「古」を書くが、「古」の第二画目が右上から左下への斜線に書かれていて、一見では「若」にも紛れそうである。

霊明筆転写本が、「苦」と「若」との区別に迷ったのは、親本の字形が、「苦」と「若」とで紛らわしかったことに起因すると考えられる。

右に挙げた、三つの事項をも併せ考えるに、霊明筆転写本の直接の親本が、角筆下絵二巻本に当ると見て不自然ではないと思われる。

但、霊明筆転写本を角筆下絵本と逐一比較すると、次のような差異がある。

(1) 行取が同じではない。

(2) 霊明筆転写本には、片仮名の振仮名が施されている。その中には、本文の漢字の誤字をそのままにしておいて、振仮名で正しい読みを示した所がある。

三歳之小兒と現 而 (霊明筆転写本、巻下、九丁ウ5行)

この箇所を角筆下絵二巻本では、

三歳之小兒と現 而 (角筆下絵二巻本、巻下、95行)

と「兒」で文脈に適う。直前に「彼叟不見給 而 則三歳之小兒」と「叟」字があるので、霊明筆転写本では、これに引かれたことに加

えて、「兒」と「叟」との字形の似ていることも、誤字を誘ったのであろう。霊明筆転写本は、この誤字を訂正せずに、振仮名「ニ」を施している。

(3) 霊明筆転写本には、片仮名が本文中に入っている所がある。

本山と申ス山ノ上ニ 而 (霊明筆転写本、巻下、五丁ウ補入行)

攻来 ヲ 時則 (同右本、巻下、二三丁ウ2行)

彼處に垂影 ヲ 而 (同右本、巻下、二四丁ウ3行)

(4) 霊明筆転写本は、角筆下絵二巻本では平仮名である語を、片仮名で書いた所がある。前掲の巻下の巻末部から例示する。(一線の、上が霊明筆転写本、下は角筆下絵二巻本)

誠ニ一誠に 是故ニ一是故に 下ニ一下に

角ニ一角に 九間ニ一九間に 上ニハ一上にハ

(5) 霊明筆転写本には、仮名に濁点を施したものがあがるが、角筆下絵二巻本には、濁点は全く用いられない。

(6) 霊明筆転写本の変体仮名は、角筆下絵二巻本の変体仮名と字母や字形まで一致するのが全巻を通しての基本であるが、部分的には異なるものもある。前掲の巻下、巻末部から例示する。(括弧内に、変体仮名の字母の万葉仮名を示す。一の上が、霊明筆転写本、下は角筆下絵二巻本。以下同じ)

まきれ(連一禮) 何處にか(可一加) しらゝの(能一農)
あり(阿一あ) 是を(越一を) 衆会のため(ため一多免也)

御誓あり(阿一あ) 殺書したる(堂一多流)
概して、霊明筆転写本の方が現行の平仮名字体を用いることが多い。

(7) 霊明筆転写本は、角筆下絵二巻本では平仮名である語を、「有」「也」「而」等の漢字で書いた所がある。一定の語に偏っている。

御瑞相有|一御瑞相ありて 深有|しかは|深あり|しかは 可崇也|一
可崇なり 恐也|一恐なり 此由を|このよしを 作而|一作て 鹿
出来而|一鹿出来て

(8) 霊明筆転写本は、角筆下絵二巻本では送仮名のない活用語に、活用語尾の送仮名を送ったものがある。

推出しけり|一推出けり 上せ給|一上給 思ひて|一思て

(9) 靈明筆転写本は、角筆下絵二巻本の字の無いものがある。

五十鈴川邊—五十鈴川之邊 此地—此地に—いかで—いかでか
彼珠ハ—彼二珠ハ 我—我亦 我國人—我が國人

(10) 靈明筆転写本は、角筆下絵二巻本には無い語句がある。

扱又—又 御瑞相有扱—御瑞相ありて 聞而食而—聞食て 定
而—定 件之子細—件子細 所をハ于今正覚寺と—所をハ正覚寺
と 法皇之御号—法皇之号 着給ひて—着て

(11) 靈明筆転写本と角筆下絵二巻本とで、仮名遣いが異なるもの。角筆
下絵二巻本が古用に適うものが多い。

せみのふ—せいのみ まのすまし—まひすまし 都へ—都江
ありけん—ありけむ

(12) 靈明筆転写本と角筆下絵二巻本とで、語序が異なるもの。靈明筆転
写本が返読方式にする。

垂影向^マて—影向を垂て 従其—其より 従百済国—百済国よ
り 従御殿—御殿より

(13) 靈明筆転写本と角筆下絵二巻本とで、同じ語の漢字表記の異なるもの。

思召—思食 計—斗 頼しき—弊しき 堤—段 老千三百—一千
三百 十萬—拾万 吾国—我國 忝—松 十二年—十貳年 御事
—御亘

(14) 靈明筆転写本と角筆下絵二巻本とで、活用形や語句の異なるもの。

申ける—申けり 御下りなさせ給—御下らせ給ふ 神事にて—神
事于今 于時—爰 内廊外櫓—内廊外廊 鐵丸—熱鐵 孝養をな
せる也—孝養をする也

これらの差異は、角筆下絵二巻本と靈明筆転写本とが、親子関係にあ
ることを否定する材料にはならない。むしろ、靈明筆転写本が、親本を
転写するに際して、新たに加筆したり、改変したりした結果に出るもの
と見うるものである。

さすれば、靈明筆転写本の奥書に、「永祿九年潤八月二十八日」に
「伊香正能」の書写した本を親本として、「備後之國御調郡八幡庄宮内
村別当神宮寺」において書写した、とあることに照して、この現存する
角筆下絵二巻本が、その親本に当る可能性が大きい。

その場合、問題点が二つある。第一の問題点は、角筆下絵二巻本の詞
書の中に、一箇所だけ本文の漢字の校異が、次のように傍書された所が
あるのに対して、

今一月之間不可生と誘給^{イササ}御記文には此石を我躰と思へしと云
(巻上、98行—100行)

同じ箇所を、靈明筆転写本は、
今一月之間不可生と誘給^{イササ}御祈文にハ此石を我躰と思へしと云

(巻上、十一ウ5—十二オ2)

のように「御祈文」とあって、傍書の「祈イ」に合っていることであ
る。これは、一見は両本の本文の系統が異なるようであるが、角筆下絵
二巻本の校異はこの一箇所であって、他には校異がなく、又、他に現存
する「八幡大菩薩御縁起」の諸本の本文とは大差があるから異系統の本
文で文章全体を校合したというよりは、「御記文」という語の別案を
「御祈文」と傍書したものと考えるのが穏当であろう。その傍書の「御
祈文」の方を、靈明筆転写本では本文に採用したのであろう。文脈上は、
「御祈文」の方が臨場感があり、切迫性を持つ。靈明は、親本を転写す
るに際して、角筆下絵二巻本にある傍書(本文の文字を訂しなどしてそ
の傍に書いた文字)の方を、直ちに本文に取入れて書写し、訂正された
元の文字は全く記さない方式を採っている。又、親本の字句に加筆した
り一部改変したりしていることは、右に述べた通りである。このことか
ら考えると、靈明筆転写本の「御祈文」は、靈明の転写の際の選択の所
為に出た可能性が大きい。

第二の問題点は、角筆下絵本の奥書に、永祿九年潤八月二十八日の年
紀も、伊香正能の名も存しないことである。現存する角筆下絵二巻本が、

霊明筆転写本の親本であるなら、これらの年紀と筆者名が存しなければならぬ。巻上の巻尾は絵で終っており、こちらに奥書を書くことは考へ難く、奥書は巻下の巻末にあつたはずである。角筆下絵本の巻下の巻末の現状は、本文の詞書の最終行「冤敵を殺害したる其孝養をする也」の後に一行だけ空白があつて、直ちに軸付補紙を継いでしまつてゐる。一般には、尾題や奥書は、本文の文章が終つて一行置いて次行から書くのが普通である。従つて、この角筆下絵二巻本の奥書は、本来存したものが修補装潢の折に、切り除かれた可能性があるのである。

角筆下絵二巻本の表紙と軸とは後補のもので、装潢は美麗であるが、寛政十二年以降、恐らく文化・文久の頃に修補装釘されたものではなからうか。

以上の如く見れば、角筆下絵二巻本は、霊明筆転写本の親本であり、即ち永祿九年潤八月二十八日に、伊香民部大輔正能が書写した、絵巻である可能性が大きくなる。

但、これを否定する点を考えてみると、次の場合がある。角筆下絵二巻本と全く同一の絵巻が曾てもう一本（仮にA本と呼ぶ）有つて、それが霊明筆転写本の親本であつた場合である。これが成立する条件としては、角筆下絵二巻本とA本とが行取りは無論、漢字の崩し方、漢字「而」「云」の大小の別、変体仮名の字母字形等まで全く一致する必要がある。恰も写真複製かコピーの如き状態である必要がある。しかし、特に「苦」と「若」との字形が紛れ易いような書き癖まで完全に一致する複本が作られることは、当時の転写技術からしては恐らく難しかったであらう。さすれば、A本は即ち角筆下絵二巻本であるのを見るのが自然であらう。青木充延の『備後八幡雜記』では、先引の如く、霊明筆転写本の親本である永祿本にA本を想定し、A本の親本に当るのが、この角筆下絵二巻本であると見ている。これには、この角筆下絵二巻本の書写を、「年曆は見へねども画図の時代六七百年前のものなるべしと白雲申き」とする所に引かれたものと思われ。その判断は、絵の図様に基くものであつ

て、詞書の字句の仔細な検討を経たものではなさそうである。

現に、御調八幡宮蔵の『御由緒調査書 大正十三年調』では、

一、縁起絵巻物 式巻

永祿九年八月廿八日伊香民部大輔正能ノ書写セルモノナリト伝フと記している。この伝承が何に基くものか未詳であるが、詞書の検討からは、無稽のものとは思われない。

現存の、角筆下絵二巻本が永祿九年伊香正能の書写した絵巻であるとする、その親本は現存するのであろうか。「八幡大菩薩御縁起」の古写本は、管見では十数本が知られる。しかし、本文の系統は、いずれにも合わない。以下、主要な本の冒頭部（巻上の冒頭部に欠損のあるものは、巻下の巻末部）を掲げる。（「／」は行末を示す）

〔第一類〕

○サンフランシスコ・アジア美術館蔵、康応元年（一三八九）奥書絵巻（『日本絵巻物全集別巻二』による）

（巻下、巻末部）

爰大貳殿驚キサハキテ申給ハクノ実ニサル事候キ凡夫具縛ノ身ハ世間ノ事ニウチマキレノ候キ此事一切不レ覚候キ敢テ神恩ヲ奉レ忘事ハ候ハスノ然則御殿ヲヤ造力ヘ候ヘキ又何所ニカ可奉崇一ト申給シノ時重テ御詔宣成テ被仰一是ヨリ戊亥ノ角ニシラ、ノノ浜アリ我天下ノ国土ヲ守護セシ始戒定恵ノ箱ヲ埋テシルノシノ松ヲ立テキ故ニ彼所ヲ箱崎ト名付其松ノ本ニハ八ノ幡ノフリタリキ其ノユヘヲ以テ八幡大井彼所ニイワウヘキナリノ我御殿ノ正方ヲハ戊亥ノ角ニ向テ九間ニ是ヲ造レ石スエノ石ノ上ニハ異国ノ敵ノ名ヲカクヘシ是則異国降伏ノタメナリ内廊外廊ヲハ二陳ニ造テフキアワセニフキニ階ノ樓門ヲ立ヨ内廊ハ諸神集会ノタメ外廊ハ被ノ覆修行ノ物ノ料二階ノ樓門ハ王位威勢ヲトロヘ人民ノ力衰タラム時キ定テ彼ノ怨敵出来時我彼樓門ニ昇テノ敵ヲフセクヘシ他ノ国ヨリハ我人サウロムニハマカサントアラノ我アタウヘシ人間ノクルシミハ

我クルシミナリ我別ノスミカナシノ正直ノ人ノカウヘヲ以テ住家ト
スクロカネツヲハウクルトモノ不善ノ物ノ施ヲハ不レ請ト御誓ヒア
リ但シ我身ハ必ス五ノ八月ニ彼所ニ影向ヲ垂テ異国殺害ノ物ヲ孝
義スルノ身也ト御託宣アリシカハ

(以下、更に平時平箱崎八幡宮造営の話が続く、「阿弥陀如来即
我身是也」で終る)

○赤木文庫旧蔵応永九年(一四〇二) 竜集壬午季夏奥書絵巻「衣奈八幡
宮縁起」(『神道物語集』による)

(巻上、冒頭部)

□□□□□□ 嶋、豊葦原中津国□□□□□□ 地神五代、あはせて、十□□
□□□□□□ 御代なり、彼地神第□□□□□□ 鷓鴣草葺不合尊、第□□□□□□
□□□□□□ の始也

彼帝より□□□□□□□□□□ 皇と申は、今の八幡□□□□□□ 事也

(巻下、巻末部)

大貳おとろきて、まことに、さる事候き、たゞ、世間の雑事ニ、う
ちまきれて、いまゝて、をこたり侍き、いかてか、神恩を、わすれた
てまつるへき、御殿をやつくりかへ候へき、又何所にか、あかめたて
まつるへき、と申ければ、重て、御託宣ある様(以下略) (平時平箱
崎八幡宮造営の話以下が続く)

○天理図書館蔵享祿四年(一五三一) 林鐘中潮大和州添上郡御陵金剛仏
子良尊奥書絵巻(『室町時代物語大成第十』による)

(巻上、冒頭部)

夫、我朝、秋津嶋豊葦原中津国に、昔し、天神七代、地神五代、已上
十二代は、皆神の御代也、彼地神第五の神、彦波瀲武鷓鴣草葺不合尊
の第二御子、神武天皇と申は、人代のはしめなり

彼帝より以来、人王十六代の御末、応神天皇と申は、今の八幡大菩薩
の御事也

(巻下、巻末部)

爰、大貳殿、驚きさはきて、申たまはく、実に、さる事候き、凡夫、
愚緒の身なれば、世間のことわざに、打まされ候て、此事一切不覚、
敢て神恩を忘れ奉る事、あるへからず、然則、御殿をや、造替候へき、
又は何所に可崇と、申させたまへは重て御託宣成て、被仰様は、(以
下略) (平時平箱崎八幡宮造営の話以下が続く)

〔第二類〕

○大念仏寺蔵写本(石清水八幡宮旧蔵永享五年(一四三三) 孟夏尼利義
教奉納絵巻の詞書転写) (古典文庫、近藤喜博博士校「中世神仏説話」
による)

(巻上、冒頭部)

夫、我朝秋津嶋豊葦原中津国と申ハ、昔天神七代地神五代、都合十二
代ハみな神の御代にて、天下の主たりき、国土豊饒にして寿命数千歳
なり、然に神代おはりて人皇の御代となり、彼最初を神武天皇と申す、
すなハち地神第五のおハリ、鷓鴣草葺不合尊の第二の御子也、彼神武
天皇より第十六代の御末、応神天皇と申ハ今の八幡大菩薩の御事なり
(以下略)

(巻下、巻末部)

但御託宣の中に、銅のはむらをもて食すとも、こゝろけからハしき人
の物をはうけしと示給へり、若正直の心を先として、信敬をいたさん
人は、末代といふとも利生とこほりあるへからず、はやく信心を先
として、三所の誓約をあふき、二世の願望を遂へき者哉(以上、詞書
終り)

○天理図書館蔵室町中期写本(『室町時代物語集第十』所収「八幡宮御
縁起」による)

(巻上、冒頭部)

夫我朝秋津嶋豊葦原中津国と申は、昔天神七代地神五代、都合十二代
は、皆神の御代にて、天下の主たりき、国土豊饒にして寿命数千歳
なり、然に神代おわりて人皇の御代となる、彼最初を神武天皇と申、

則地神第五のおわり鷓鴣草葺不合尊の第二の御子也、彼神武天皇より第十六代の御末応神天皇と申は今の八幡大菩薩の御事也、(以下略)

(卷下、卷末部)

たゞし御託宣の中に、銅はむらをもて食とすとも、心けからはしき人の物をはうけしと示し給へり、若正直の心を先として、信敬をいたさん人は、末代といふとも、利生とこほりあるへからず、はやく信心を先として、三所の誓約をあふき、二世の願望を遂べき者也(以上、詞書終り)

○天理図書館蔵奈良絵本(『室町時代物語集第一』所収「八幡本地」による)

(卷上、冒頭部)

それ我てうあきつしまとよあしはらの中つくにと申は、むかし天神七代地神五代、つかう十二代は、みな神の御代にてありたりき、こくとふねうにして、寿命す千万さい也、しかるに、神代をはりて、人わうの御代となり、かのさいしよ、神武天わうと申奉る、すなわち地神第五のおはり、うかやふきあはせずのみことの第二の皇子なり、神武天わうより、十六代の御すへ、をう神天わうと申は、今の八まん大ほさつの御事なり(以下略)

(卷下、卷末部)

たゞし、御たくせんの中、鐵丸をもつてしよくすとも、心けかれたる人の物をはうけしと、しめしたまひける、

〔挿絵 第十図〕

もし正ちぎの心をさきとして、しんきやうをいたさん人は、まつたいといふとも、りしやうとこほり有へからず、ほさつしんしんをさきとして、三所のせいやくをあふき、二世のしよくわんを、とくへきとの御ことは也(以上、詞書終り)

○天理図書館蔵奈良絵本(『室町時代物語集第一』所収「八まん本地」による)

(卷上、冒頭部)

それわかつてうのひらけしはしめは、天神七代地神五代十二神は、みな神の御代にてはんへりしか、国土ふねうにしてたまやすく、いのち数百万さいをたもてり、しかるにかみのみよおはりていま人のよとなる、そのかみしんむてん王と申たてまつるは、すなはち地神第五のうかやふきあはせずのみことの第二のわうしなり、しかるにしんむてんわうより十六代の御すへ、おうしんでんわうと申たてまつるは、いまの八まん大ほさつの御事なり(以下略)

(卷下、卷末部)

たゞし、御たくせんの中、はかをもつてしよくすとも、しんあの人のものはうけしと、しめし給ひける

〔挿絵 第十二図〕

もししやうしぎの心をさしとして、しんきやうをいたさん人は、まつたいといふとも、りしやうとこほりあるへからず、ほさつしんしんをさきとして、三所のせいやくをあふき、二世のしよくはんを、とくへきものなり(以上、詞書終り)

○由原八幡縁起貞享二年(一六八五)写本(『統群書類従』神祇部所収本による)

(上卷、冒頭部)

夫我朝秋津洲豊葦原中津国ト申スハ。昔天神七代地神五代ハ。皆神ノ御代ニテ寿命数千万歳也。然ニ神代ヲワリテ人皇ノ御代トナル。彼最初ヲ神武天皇ト申。彼天皇ヨリ第十六代ノ御末応神天皇ト申ハ。今ノ八幡大菩薩ナリ。

(卷下、卷末部)(欠文)

以上の諸本の本文を、御調八幡宮蔵の『八幡大菩薩御縁起』の詞書と比べると、御調八幡宮蔵本は、第一類のサンフランシスコ・アジア美術館蔵本や天理図書館蔵享祿四年奥書本に近いが、表記は、アジア美術館蔵本が片仮名交り文であり、享祿四年本は平仮名交り文ではあるが平仮

名表記が多くなつており、共に字句には異同がある。

角筆下絵二巻本は、表記上、これらの諸本より古態を示しており、その本文に合う本は管見では他に知らない。「八幡大菩薩縁起」は八幡信仰を反映して、多くの本が書写され、現存諸本はその一部を伝えるに過ぎないであろうから、角筆下絵二巻本と同系の古本も皆ては存したのであるが、古態の本文を伝える一本が、御調八幡宮に現存することは注目すべきである。

御調八幡宮蔵の角筆下絵二巻本が、永祿九年潤八月二十八日に伊香民部大輔正能が書写した絵巻であるならば、その下絵に角筆による凹みの線が用いられていることにより、又、伊香正能が御調八幡宮近在の人物であり、伊香氏が御調八幡宮にゆかりの家柄であったことから見て、角筆が御調八幡宮で使われたと考えられてくる。

此の度見出された木製角筆が、その折使用された用具であった可能性が極めて大きくなる。木製角筆の軸に朱の絵の具が附着しているのも、絵巻の彩色具との関係が考えられる。又、木製角筆の反対側の烏口のような先端は、その先を用いて紙面上に一条の凹線を曳くことが出来ることから考えると、この種の絵巻等の詞書部分の界線を曳くのに用いられたかも知れない。この絵巻に施された界線の凹みと、烏口状の先端で曳いた凹みとは酷似する。

尚、この絵巻の絵の下絵の凹線を、下絵用の版木で付けたと見ることは、凹線と墨書の輪廓とが屢々ずれていることから、考え難い所である。

絵画の下絵の技法の一つとして、凹刻線を用いることは、中国の唐や五代に盛んに用いられ、画工が下描きとして一般的に用いた技法であり、実例として唐代八世紀初頭の永泰公主墓の壁画が挙げられる。我が国では、奈良時代の法隆寺金堂壁画について、亀田孜博士が指摘され、平安時代では、板壁絵について、秋山光和博士が醍醐寺五重塔壁画側壁連子窓羽目板絵に凹線がとられていることを指摘され、又、平田寛氏により、室生寺金堂内陣後壁の伝帝釈天曼荼羅や、藤原時代末期の富貴

寺大堂の内陣小壁の如来形坐像に、凹線状をなす下絵線が認められ、特に富貴寺大堂の場合には、像の輪廓のみならず、眉目・衣褶線まで凹線状の、篋で庄した線と思われる下絵線が認められることが指摘されている。

これらは、壁画や板壁画の場合であるが、紙本にも、絵画の輪廓に凹線が屢々用いられている。中野玄三氏は、勸修寺本覚禪抄の深沙大将図像の下絵に、凹線の存することを指摘された。降って、鎌倉時代宝治二年(一二四八)に高山寺の方便智院開基定真の弟子、玄密上人仁真が書写した「不空羅索事」の高山寺蔵本(第三部八三号)の巻末に描かれた、松の樹木に藤が巻きつき、その下に二人の人物がいる図の輪廓が、先ず凹線で描かれ、その上から墨筆を以てなぞられている。料紙が薄手の斐紙であるために、凹線は裏面から見ると、凸形として浮び出ている。

このように、紙本において、下絵の技法として凹線で輪廓を描いた文献は、管見では、院政期書写本を始め、鎌倉時代、南北朝時代の書写本や更に江戸時代の書写本にも見出される。

○東寺観智院金剛蔵五字真言鈔常喜院 (第二八五函一七号) 一帖

院政期書写

本文中に、菩薩の下絵を凹線で書き、その上から朱筆でなぞった料紙を貼附する。この料紙も同期の書写紙である。

○東寺観智院金剛蔵六字(又別四〇函一号) 一帖 南北朝時代書写

本文中に壇図が描かれており、その下絵に凹線が用いられている。

その上から墨筆でなぞっている。

○京都福勝寺蔵伝法灌頂記西院 下 一卷 永正八年(一五一二) 興基書

写

灌頂道場図、壇図等の直線部分を凹線で描き、その上より墨筆でなぞっている。(花野憲道師教示)

○京都福勝寺蔵護身灌頂法自宗最極大事 一卷 慶安三年(一六五〇)

於長谷寺栄慶書写

宝珠・三貼・法塔の図を凹線で描き、その上を墨筆でなぞっている。

(花野憲道師教示)

○東寺観智院金剛藏三類形図(又別七函一五号) 一帖 明暦二年

(一六五六) 堯昭校合奥書

本文中に、人狐・天狐・地狐の図形、及び人物二人・狐・鷹の図があり、それらの輪廓が凹線で描かれている。

○京都福勝寺藏伝法灌頂記^下 三寶院 一巻 貞治三年本奥書、正徳二年(一七一二) 以南谷和尚写本於洛東之客舎照文書写

壇図の敷曼荼羅を凹線で描き、その上を墨筆でなぞっている。(花野憲道師教示)

野憲道師教示)

○京都大通寺藏伝法灌頂教授作法 一帖 延享五年(一七四八) 金剛乘

沙門遵光書写

下絵に凹線を用いている。(花野憲道師教示)

○京都市大通寺藏伝法灌頂系綴作法 一帖 延享五年(一七四八) 以文永

明德等当流古記纂集遵光書写

壇図の下絵に凹線を用いている。(花野憲道師教示)

○醍醐寺藏石瀧寺贈僧正肖像角画 一通(二紙) 天明二年(一七八二)

以飛鳥寺源朝筆本書写

肖像の輪廓を凹線で描き、その上を墨線でなぞっている。

この他にも存する。

我が国の奈良時代や平安時代の壁画の、下絵に用いた凹線が何で付けられたか、その用具については、従来は諸種の推測がなされていて、一定していない。法隆寺金堂壁画について、亀田博士は、「尖端のある針を使ったか」とされつつも、これが「下描きの絵を裂き破るのではなからうか」として疑問とされ、醍醐寺五重塔壁画側壁連子窓羽目板絵について、秋山光和博士は、「焼筆のようなもので板の面にしるしづけていったものと推察される」とされた。又、紙本の勧修寺本覚禅抄の下絵の凹線について、中野玄三氏は、「鉄筆のようなもので」つけた輪廓の凹線とされている。

これらの凹みが、実際にどのような用具で付けられたのかは、確定し難い所である。高山寺藏「不空羅索事」の、仁真書写の巻末絵に施された下絵の凹線について見るに、当時、高山寺において角筆を以て紙本に文字を書いた文献が、現存する。明恵上人の筆蹟を含む唐本一切経目錄に、巻数を示す漢数字を角筆で書入れたり、四分律関係の宋版に、高山寺善財院第二代の証測上人が、自らの「禅智房」の署名等を書入れている。これらの文字の凹みの迹と、仁真書写の絵の下絵の凹線の迹とが通ずることからすれば、この下絵の凹線も、角筆で書かれたと見られる。さすれば、他の紙本の下絵も、角筆で描かれた可能性がある。

壁画の凹線について、筆者は、先年、中国陝西省乾県の永泰公主唐墓と章懷太子李賢(六五四—六八四)の墓の壁画を調査した。共に中宗の神龍二年(七〇六)の築造であり、その壁画の下絵に凹線が用いられている。永泰公主唐墓では、海石榴の花を、ドーム型の天井一杯にわたり七画、奥行十七列、計百十九画に描いたものであり、章懷太子唐墓では、人物画を主とし、特に石榴前室の左右各四面壁に、「観鳥朴桿図」「狩猎出行図」「礼賓図」等が描かれ、その壁画中に認められる。その下絵の凹線の迹を見ると、木片の先端を焼いた時に生ずる炭粉のような附着物は、全く認められない。浅く滑らかな凹みの線は、本邦の角筆と同種の用具で施した迹を示している。その用具が何であったかは定かぬが、角筆と同じ機能のものと考えられる。

法隆寺金堂壁画の凹線も、醍醐寺五重塔壁画側壁連子窓羽目板絵の凹線も、筆者は実見していないが、その報告書によると、特に後者について、「この線は明かに板面より浅くくぼんでおり、条彫のように鋭く切れ込んだ形ではなく、浅くなめらかにくぼみ、しかもこの線の部分だけ一種の光沢をもち」とある状況は、角筆を用いて付けたと見て矛盾しない。法隆寺金堂壁画についても、用具が何であったか未詳であるが、正倉院南倉に二本伝存せられる「竹篋形」が、形制などが「安斎隨筆」にいう角筆の「古雅」なるものに似ており、丸く削られた先端の状態や、

筆管の切口が蒲鉾型の造り方、及び寸法が東京国立博物館蔵竹製角筆に酷似する所から、角筆の遺物であるとすれば、このような用具で下絵が描かれた可能性がある。

こう見てくると、御調八幡宮蔵の『八幡大菩薩御縁起』の絵巻の絵の下絵に凹線が用いられていることは、我が国における奈良時代以来行われて来た下絵の技法を示すものであり、この方法が、中世の瀬戸内海域でも行われたことを具体的に物語るものである。しかも、その凹線を施すのに使った用具が、同神宮に現蔵され来った木製角筆であったと見られることにより、下絵の凹線が角筆で施された確証となるのである。

(二)神宮寺座主相尊模写「板書碑文」(再写)一枚

御調八幡宮の経蔵から見出された角筆文獻のもう一点は、相尊模写の板書碑文一枚である。先ずその現況から説明する。

この板書碑文は、杉板一枚で、文化九年三月十日に青木充延が模写したものである。杉板は圭頭状で、その大きさは、縦が最長部一二六・〇厘、縦の左右辺の長さ一二二・四厘、横幅が一八・四厘である(稿末写真50頁参照)。その杉板の表面と裏面とに、白描で次のような文字が書かれている。

(表) 悲母請法性尊者敵國降伏修此地朕又妙典納此(三字欠) 神功護

國寺(以上一行)

(裏) 當山石碑文寫 當山座主佛子相尊謹書

各漢字の大きさは、四厘乃至五厘の四方である。この各漢字の輪廓が先ず角筆による凹みで書かれ、その凹みの上を墨筆でなぞっている。各文字の筆画は、輪廓のみを白描としてとり、墨で塗りつぶすことをしていない。模写の様相を良く示している。その輪廓を書くのに用いた凹みは、釘や鑿のような金属具で条彫にした迹とは異なり、滑かな浅い迹であって、角筆で施したものと見られる(稿末写真51頁参照)。その凹みの迹は、上代の藤原宮木簡に角筆で「三日□ 入」「二女□」と書入れたり、

平城宮木簡三〇〇七号における、「小子門」の字高から下に凹みの横線四十一条を数量の備忘として書入れた迹に通ずる。更に溯って、中国甘肃省武威から出土した漢代の木簡に施された爪跡様の書入れにも通ずる。この、青木充延模写の板書碑文について、『備後八幡雜記』には次のように記している。

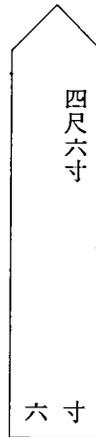


表 文

悲母請法性尊者敵國降伏修此地朕又妙典納此所勅号神功護國寺 一行ナリ

裏 文

當山石碑文寫當山座主佛子相尊謹書

此板年久しく経蔵のやねうらにさし込ありしを享和元年辛酉初て見当り寺に持帰りしに誤りて硯を落し所勅号の三字失せたり其後此板会所にありしか

文化 十二月晦日会所失火の時板も焼亡せり。今幸ひに、さきにうつせし一紙吾家に存せるを以て堅四尺六寸横六寸圭頭のかたちまでも真に元のごとく杉板に再写し文化九年壬申春三月十日充延奉納す

案ずるに相尊は新本一切経の願主にて、永万、治承、建久の間の人なり、夫より已前に当山にありし碑を板に写せしや、今碑石いづれの所にか埋れぬらん 宇治の橋寺の断碑を近頃田の中より掘出せし事もあれば若時ありて此碑の出る事もあらんか

今より四五十年前の事なりしが紺紙金泥大书法華経あり大に破損しすたずたにちぎれ古俵に入れありしを火にいでて焼棄し事ありとぞの残れる経の尺にたらざるものを先年吾見たり 甚尊きものにて惜むべき事也 疑らくは碑文に朕又妙典納此所とあるは此経ならんかの尺にたらざるものも今は失たり

この記事によって、板書碑文が杉板に模写された事情が知られる。即ち、院政期―鎌倉初期にこの八幡宮の神宮寺の座主相尊が、山内にあった碑文を板に写しておいた。その板書は、久しく経蔵の屋根裏に伝わっていたのを、寺に持帰り会所に置いた。その時、誤って墨汁を板文字の上に落したために、「所勅号」の三字が見えなくなった。その後、会所が火災に会い、この板も焼失した。幸い、それ以前に青木充延が紙に模写しておいたものがあったので、杉板に元の如くに再写して復元し、文化九年三月十日に奉納した、というのである。現存の板書碑文は、この充延の再写したものである。充延は、再写復元に際して、碑文を写しとって、おいた紙を新杉板に当て、その紙の文字の上から角筆で輪廓をなぞって、板面に凹みを付け、そこに残った凹みの文字を墨筆で輪廓だけなぞるという模写の仕方を取ったことが考えられる。この仕方は、恐らく法隆寺金堂壁画を描くのに採られた方式に通ずるものであろう。

座主の相尊は、同神宮に現蔵する一切経の「広弘明集卷第二十三」残簡一卷と、「出三蔵記集録」一卷（共に広島県重要文化財）の奥書に、その名が見られる。

○広弘明集卷第二十三 残簡一卷 鎌倉中期写

（本奥書）

南無新書一切経四百九十九袂一千三百三

十一部五千五百一十六卷三千一十七品

一十万二千四百三十四紙半（紙半）之甚深妙典

哀愍覆護願主結儀所將男女子、

孫々自他法界平等利益

應保三年 癸未 二月廿九日 廣寅 亥命筆付始之

永萬元年 乙酉 十二月十五日 廣寅 羊徳遂供養之

惣三ヶ年一千廿一日書写供養之

治承二年 戊戌 六月廿七日 廣寅 羊徳毎日自行

講讀始之令相續子孫七世、

「切取 幾文字」因年 乙卯 七月十六日 戊戌 申講讀了

相尊（以上、一筆）

○出三蔵記集録 一卷 文永十二年（一一七五）写（稿末写真52頁参照）。

（本奥書）

南無新書一切経四百九十九袂一千三百三十一部

五千五百一十六卷三千一十七品一十万二千四百三

十四紙半之甚深妙典哀愍覆護願主結儀

所將男女子々孫々自他法界平等利益

本云應保三年 癸未 二月廿九日 廣寅 亥命筆付始了

永萬元年 乙酉 十二月十五日 廣寅 羊徳遂供養之

惣三ヶ年一千廿一日書写供養了

治承二年 戊戌 六月廿七日 廣寅 羊徳毎日自行

講讀始了令相續子孫七世

建久五年 甲寅 十月七日 甲子 午講讀了

相尊 年六十八

（以上本奥書）

文永十二歳歲次乙亥季夏中四日萩原之郷

於斗山寺書写了

これによると、相尊は新書一切経の願主となり、一千三百三十一部五千

五百十六巻を書写している。書写には、応保三年（一一六三）二月から

永萬元年（一一六五）十二月までの三箇年を費し、治承二年（一一七八）

からは毎日、自行による講讀を始め、建久六年（一一九五）まで統いて

いる。同年には相尊六十九歳であった。

いずれも本奥書であるので、相尊の筆蹟を窺うことが出来ないが、青

木充延の板書碑文の模写が忠実な写しであり、相尊が碑文の字体・字形

を臨摸せず自らの筆蹟で写しとったとすると、肉太の右下りの文字であっ

たらしい。相尊が板に写しとった元の石碑は現在所在不明であるために、

何時代の建立であるか未詳である。その文言の内容から憶測することは

出来るが確証は得られない。当神宮寺の創建に係る重要な資料であるだけに、『備後八幡雜記』に言うように、その発掘出現が期待せられる所である。

四、終りに

以上の二節に亘って述べたように、御調八幡宮には、現在、木製角筆一管と、角筆文献二点とが伝存されている。木製角筆は、管見では初めて出現したものであり、竹製角筆と象牙製角筆に次いで、角筆としては三本目の遺物となる。しかも、その先端部の摩耗状態や繊維は、これが実際に筆記具として古く使われたことを示している。角筆文献の二点は、一つが、紙本で、『八幡大菩薩御縁起』の絵巻の下絵の技法として凹線で輪廓をとったものであり、もう一つは、板書で、神宮寺座主相尊模写の碑文を再写するに際して、白描の文字の輪廓を凹線とったものである。このうち、絵巻は室町時代永祿九年に神社ゆかりの伊香氏部大輔正能の書写になるものと考えられ、その画の下絵の技法に使った角筆が、現存する木製角筆である可能性が大きい。若しそうとすると、木製角筆は、室町時代以前のものとなるが、年代の上で何時まで溯り得るか、現段階では詳かにし得ない。

ともあれ、今までは、筆記具としての角筆と、それで書かれた角筆文献とが、同じ寺社の経蔵から発見されることはなかった。竹製角筆も象牙製角筆も、その発見場所において、その角筆を使って書いた文献を見出してない。又、現在、百九十八点が発見されている角筆文献も、それを伝存させて来た他寺社の経蔵からは、筆記具としての角筆を見付けることが出来なかった。このような状況の中で、今回、御調八幡宮の古経蔵から、木製角筆と角筆文献とを見出し得たことの意義は大きいと思う。しかも、木製角筆は、実際に使い古されたものであり、角筆文献のうちの一つの絵巻の画の下絵を描くのに使われたとすれば、尚更のこと

である。

木製角筆の納められていたという古経函は、現在も、御調八幡宮拝殿に近い萱葺の古経蔵に収蔵されている。同類の古経函が、約八十余函ある。朽損甚しきものが多く、経巻の失われた空箱が多いが、木釘を使った木箱の側面と蓋には、各函毎に次のような文字がある(稿末写真参照)。

大乘経 第七十八回四秩寶積

大乘経 第一百十六秩同五秩 花散 八十

大乘経 第一百八十二秩

「一見」(別筆) / 大乘経 第一百十三秩

大乘部 論 第十一秩

小乗経 第四十五秩

小乗論 第五百廿秩

などのものである。又、側面の縦板と横板との組合せの箇所には墨書の花押もある(稿末写真52頁参照)。古経函に墨書された文字の筆蹟は、古態を止め、中世を下らない。恐らく、相尊が願主となり書写供養し講読したという、「新書一切経四百九十九秩一千三百三十一部五千五百一十六巻」を収納したものの一部であろう。

この古経函の中には、焼経、朽損甚しき経巻等が猶残存し、その中の五巻を今回の調査において、拝殿の床に慎重に拡げて見た所、次のような内容の経巻であることが分った。

(1) 小品経巻第六(尾題) 一卷

平安時代(院政期) 書写、卷子本、楮交り斐紙(黄)、巻首欠、墨界、一紙二十八行、一行十七字、原軸、虫損大破、天地二七・一槿、界高二〇・九槿、界幅一・七槿、一紙長四八・八槿、現存部十八紙、全長八二九・八槿、

(奥書)

南無釋尊出世一代聖教三時五時大小権實

前番後番頭蜜諸會三藏支流賢聖集等

□百九十五袂一千二百四十三部五千五百三十

七卷二千六百九十三品一十萬一千九十七紙小甚

深妙典哀愍覆護

(2)小品般若經卷第七(尾題)

一卷

平安時代(院政期)書写、卷子本、楮交り斐紙(黄)、卷首欠、墨界、一紙二十六行、一行十七字、原軸、虫損大破、天地二五・六櫃、界高二一・〇櫃、界幅一・七櫃、一紙長四四・八櫃、紙数教エ得ズ、奥書ナシ、

(3)夜叉論經卷第十(尾題)

一卷

平安時代(院政期)書写、卷子本、楮交り斐紙(黄)、卷首欠、墨界、一紙二十六行、一行十七字、原軸、虫損大破、天地二四・三櫃、界高二〇・四櫃、界幅一・七櫃、一紙長四二・八櫃、現存部二十二紙、全長九〇六・八櫃、奥書ナシ、

(4)阿含經卷第五(尾題)

一卷

平安時代(院政期)書写、卷子本、楮交り斐紙、卷首欠、墨界、一紙三十行、一行十七字、訓点(墨仮名・院政期)アリ、原軸、虫損大破、天地二五・八櫃、界高二〇・三櫃、界幅一・七櫃、一紙長五一・〇櫃、奥書ナシ、

(5)僧祇律卷第卅六(尾題)

一卷

平安時代(院政期)書写、卷子本、楮交り斐紙、卷首欠、墨界、一紙二十七行、一行十八・二十字、訓点(墨仮名・院政期)アリ、原軸、虫損大破、天地二四・六櫃、界高二二・二櫃、界幅一・六櫃、一紙長四六・二櫃、奥書ナシ、

右の五巻ともに、平安時代の院政期の書写と認められる。そのうち、(1)小品經卷第六の巻末には、「南無釈尊出世一代聖教」以下「□百九十五袂一千二百四十三部五千五百三十七卷二千六百九十三品一十萬一千九十七紙小甚深妙典哀愍覆護」の文字がある。この内容は、既掲の新書一切經の「出三藏記集録」の文永十二年写本、並びに「広弘明集卷第二十三」の鎌倉中期写本の本奥書に相尊が記した文言と同趣である。小品經卷第六の書写年時は院政期であり、相尊の生存時に合う。しかもこの小品經卷第六の本文の筆蹟は、相尊が碑文を板に写した「當山石碑文寫 當山座主佛子相尊謹書」の字形の特徴に通ずる。右肩下りの筆癖等がこれである。これと同じ筆蹟は、(3)夜叉論經卷第十にも見られる。さすれば、古經函に残っていたこれらの經卷は、院政期の応保三年(一一六三)二月廿九日から永万元年(一一六五)十二月十五日まで三箇年一千二十一日を費し、相尊が願主となって書写供養した五千五百余巻と共に、神宮寺の古經藏に伝わった一切經の一部と見られる。尚、古經卷の側面等に墨書された「大乘經第一百六袂同五袂 花嚴八十」等の筆蹟は、その一切經の内容を物語るものと思われる。これらについては、今後の調査に俟たねばならない。

注

- (1) 桑原季彦「御調八幡宮の歴史」(広島県文化財ニュース第五十三号、昭和四十七年六月)。
 - (2) 源頼朝下文案には、「備中国 吉河保 御調別宮 椋原別宮」と載っているが、保元三年の左辨官宣旨では、「備中国 吉河保、備後国 御調別宮 椋原保」と見えているから、下文案の「御調別宮」は「椋原別宮」と共に「備後国」の誤脱であろう。
 - (3) 橋本万平「計測の文化史」第一章の「唐尺」。
 - (4) 中田政司氏の報告書によるが、表記の一部を改変している。コウソ紙↓楮紙ガンビ紙↓雁皮紙などのようである。
- 角筆の先端の材のすき間に突きささっていた織維は、その後、そこから脱落し

たものがある。

その後、先端部と繊維とを保護するために、ポリエチレンチューブのキャップを取付けた。これには理学部植物形態学講座の御高配により、同教室の用品を利用した。

尚、繊維の比較に用いた、現在の紙見本は楮、雁皮、麻の十三種類を類聚したもので、現在の植物繊維を材料として、楮紙（土佐・池加津夫氏、越前・岩野平三郎氏）麻紙（越前・岩野平三郎氏）雁皮紙（近江・成子佐一郎氏）雁皮・楮混合紙（近江・成子ちか氏）、の諸氏が製作したものである。

(5) 巻第一の奥書に次のようにある。奉修覆御経六百卷 享保十二丁末 神宮寺現住阿闍梨位有智/良典□

有智は、神宮寺の歴代住僧で、良典である。享保十九年に『備後八幡宮大菩薩略縁起』（現蔵）を記した、神宮寺住職有秀の一代前である。

『御調八幡宮』八幡荘。「城内社寺」によると、有智は、「賀茂郡吉行村国分寺善良（秀印）弟子、同村勘次郎男、享保十一年七月住職、享保十二年大般若経を修覆す、元文二年死す」とある。

(6) 小倉豊文「御調八幡宮の経版本」（広島県文化財調査報告第二集、昭和三十七年三月）。

(7) その全容の写真は、拙著『角筆文献の国語学的研究』の「影印資料篇」第三章、二五四頁に掲げている。

(8) 注(7)拙著「研究篇」六五五頁参照。

(9) 沢井常四郎編『御調八幡宮』八幡荘「四九頁。

(10) 注(9)文献四九一五三頁。

(11) 原本にあった年紀や筆者名を修補に際して切り除くことは、該本を更に古い書写としたり、筆者をより高名な絵画きに仕立てようとする所為に出る場合がある。

(12) 平田寛「木画師小考」（仏教芸術第六十六号、昭和四十二年十二月）。

(13) 亀田孜「壁画災前災後」（仏教芸術第三号、失われた法隆寺壁画特集、昭和二十四年三月）。

(14) 秋山光和「醍醐寺五重塔壁画の様式と技法に就いて」（美術研究第一九五号、昭和三十三年一月）。

(15) 注(12)文献。

(16) 中野玄三「密教図像と鳥獣戯画」（学叢第二集、昭和五十五年）。中野氏は、「例は少ないが、勅修寺本覚禅抄の深沙大将図像（挿画6）・（大正図像五―別紙五六―）には、鉄筆のようなものでとぎれとぎれにつけた輪郭の凹線が見える。この方法は底本をいためる欠点があるから、それほど広くは用いられた

かったであろう」と説いていられる。

(17) 拙著『角筆文献の国語学的研究』影印資料篇二五三頁の写真参照。

(18) 注(13)文献。

(19) 注(14)文献。

(20) 注(16)文献。

(21) 注(17)拙著、研究篇五九八・六〇二頁。

(22) 注(17)拙著、研究篇「補章」一〇一七頁。

(23) 飯塚小珩斎「正倉院の竹工芸について」（正倉院年報第六号、昭和五十九年三月）。

(24) 注(17)拙著、研究篇第四章六四九頁、及び「補章」一〇二頁。

〔附記〕

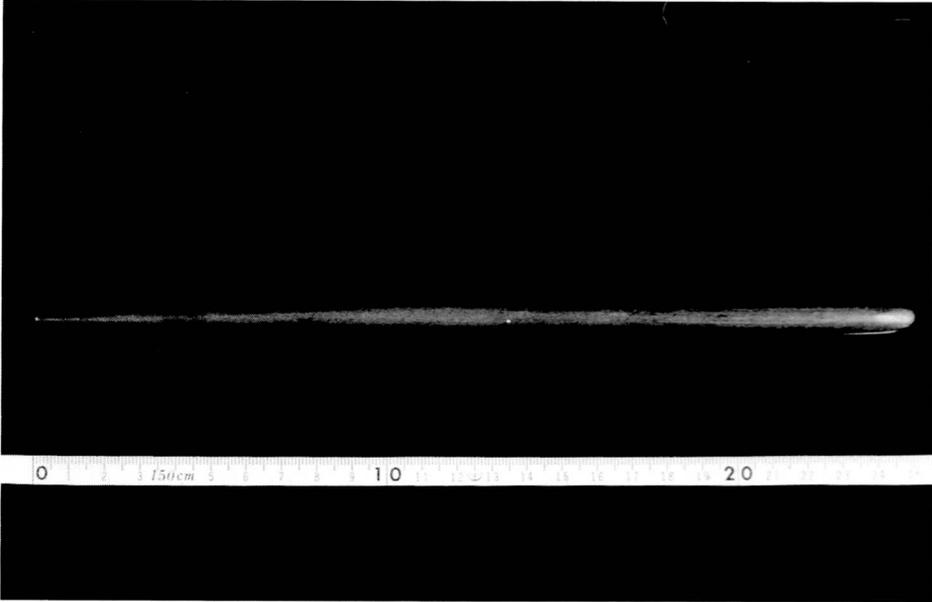
本年七月の第二回目の御調八幡宮の調査において、経蔵から、更に新たな角筆文献を発見した。従って御調八幡宮蔵の角筆文献は、三点が確認されたことになる。又、平安時代（院政期）書写の一切経十六巻を調査し、且つ、同時代書写の一切経の古目録をも見出すことが出来た。これらの詳細については、別に報告する機を得たい。

（昭和六十三年七月二十三日校正時附記）

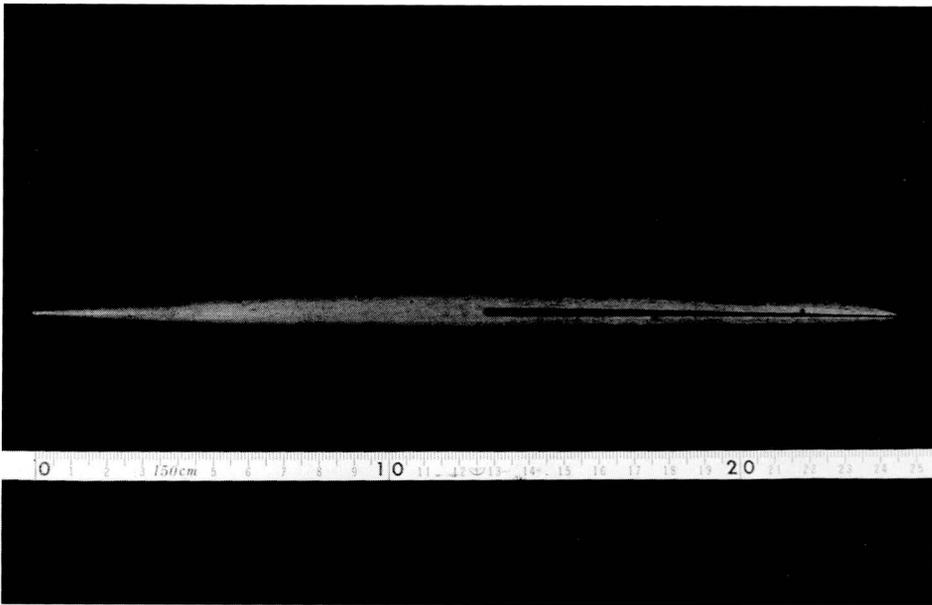
〔追記〕

御調八幡宮蔵『八幡大菩薩御縁起』角筆下絵二巻本の彩色絵の書写時期について、文化庁美術工芸課の有賀祥隆氏の教示によると、室町時代後期で桃山時代以前とのことであった。さすれば、永禄九年伊香氏部大輔正能の書写と見ることと矛盾しないことになる。

1 全容 (左横)



2 全容 (上方)

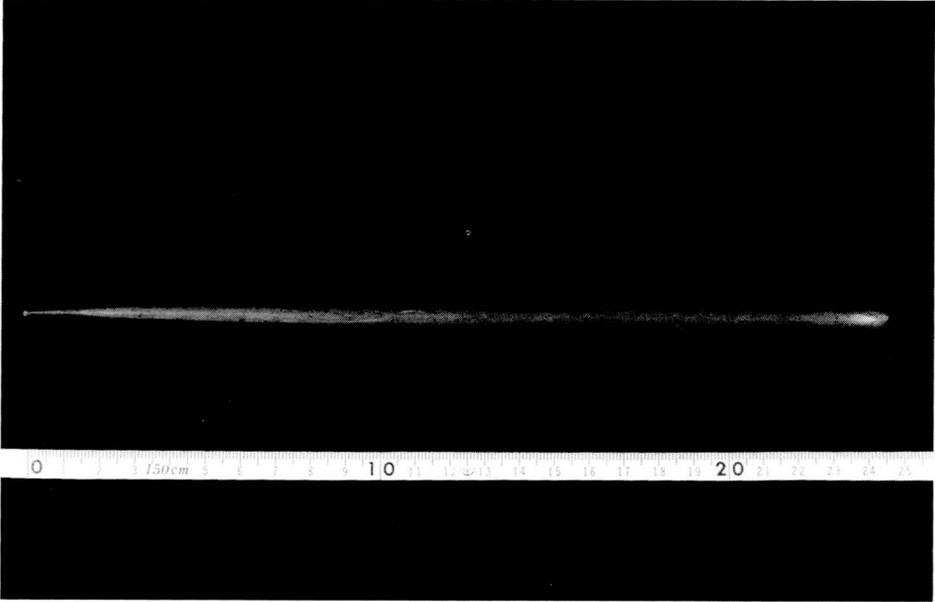


角

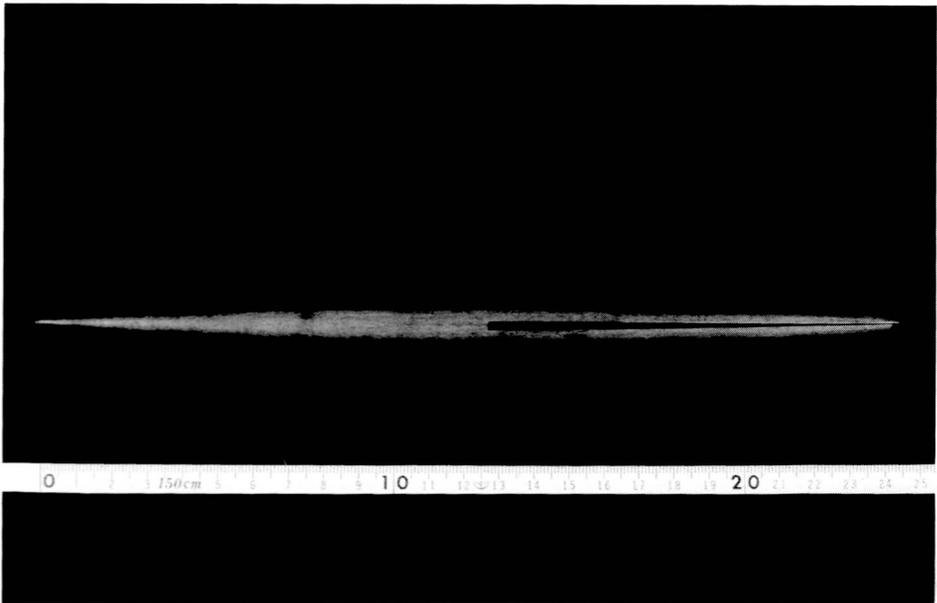
筆

御調八幡宮蔵(理学部・中田政司氏撮影)

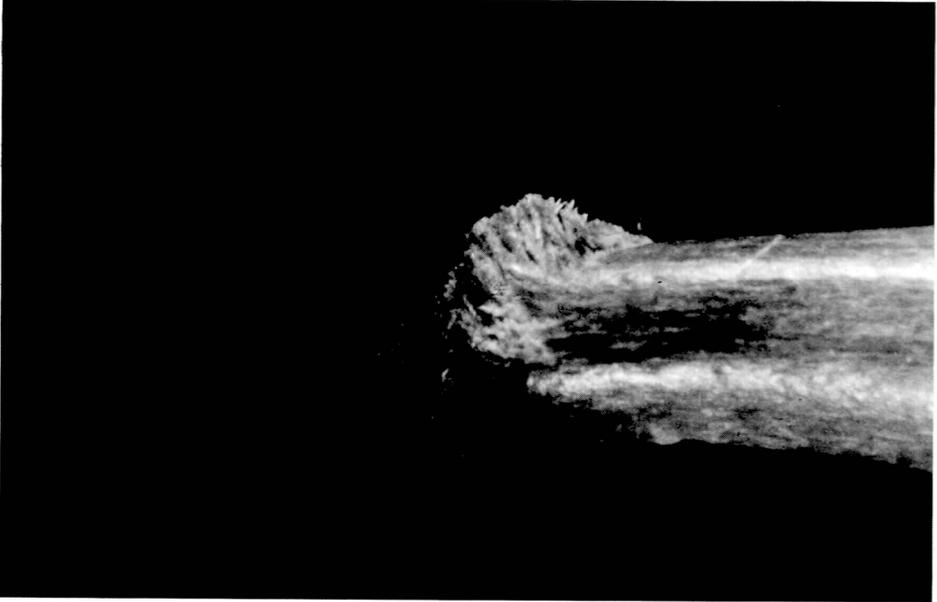
3 全容 (右横)



4 全容 (下方)



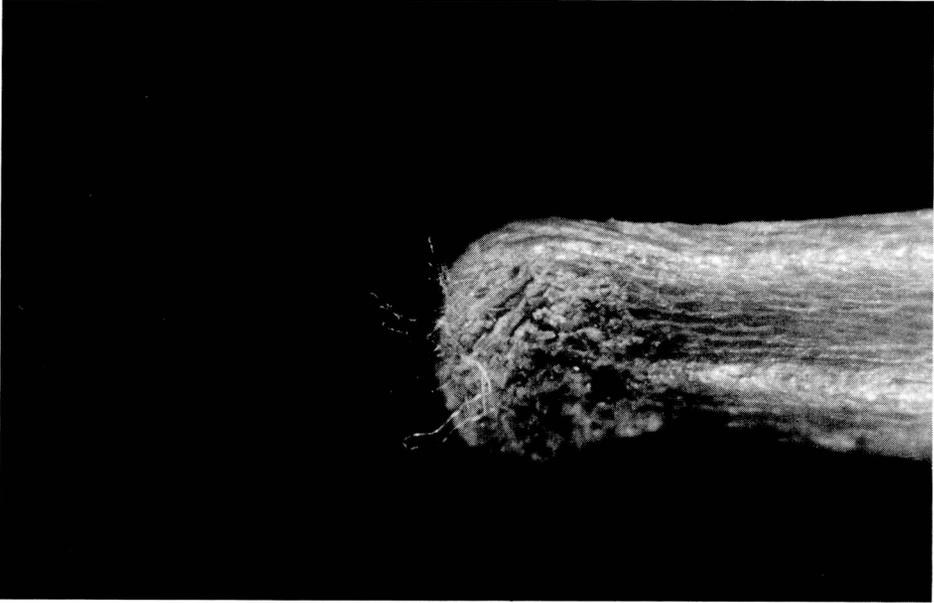
5 先端（左横・拡大21.5×）



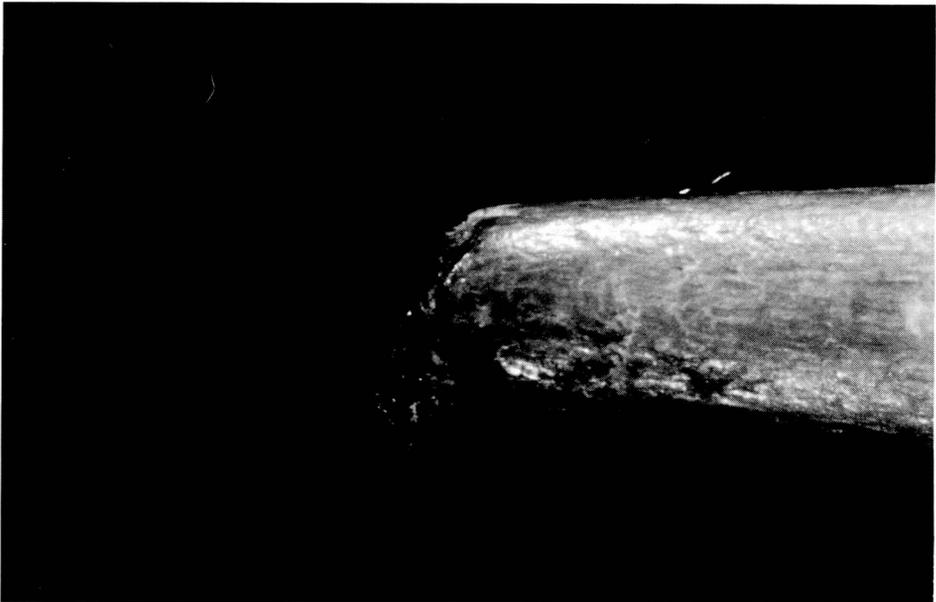
6 先端（上面・拡大21.5×）



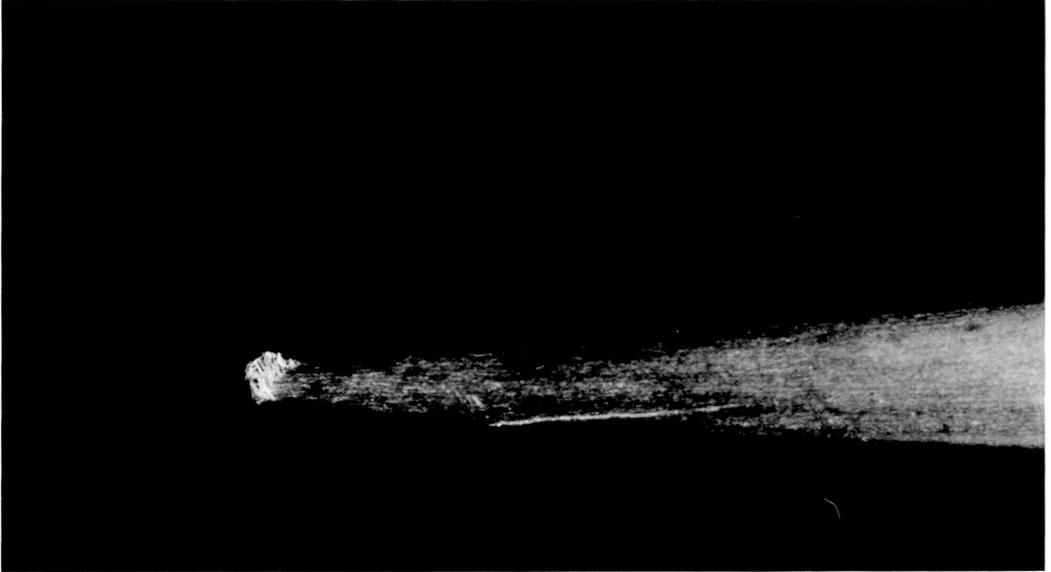
7 先端（右横・拡大21.5×）



8 先端（下面・拡大21.5×）



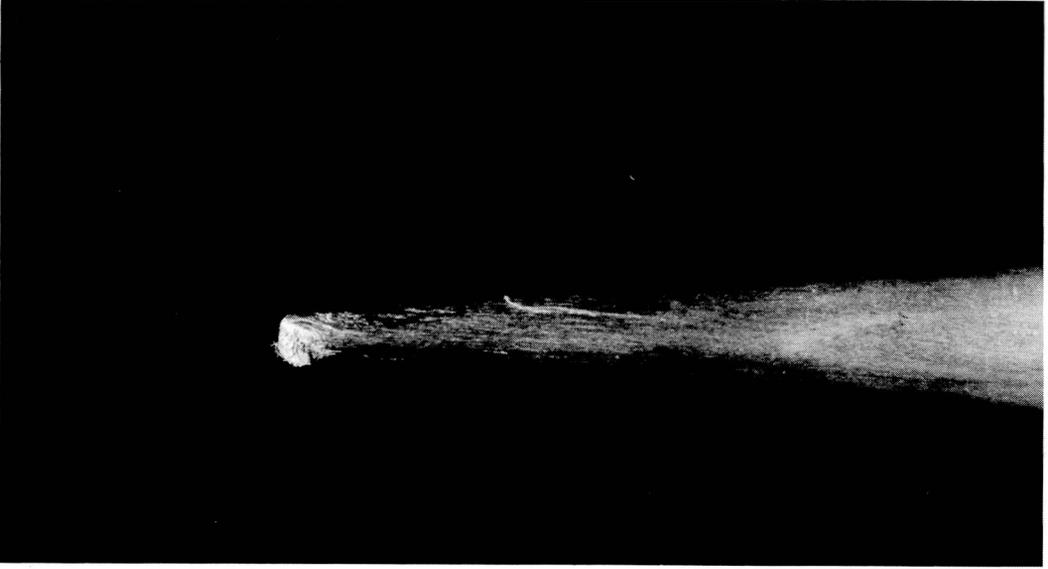
9 先端部（左横）折れ目



10 先端部（上部）



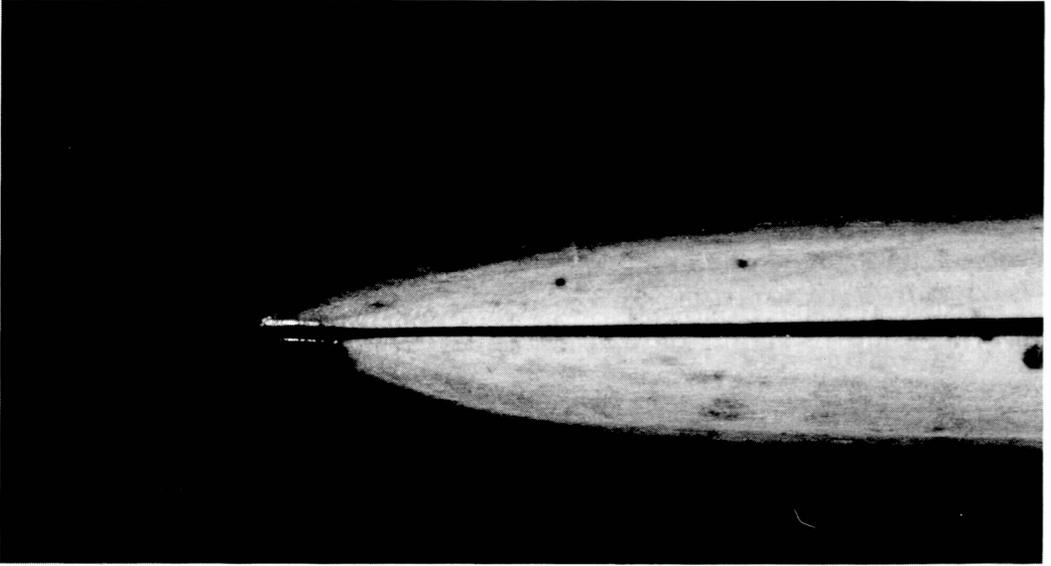
11 先端部（右横）折れ目



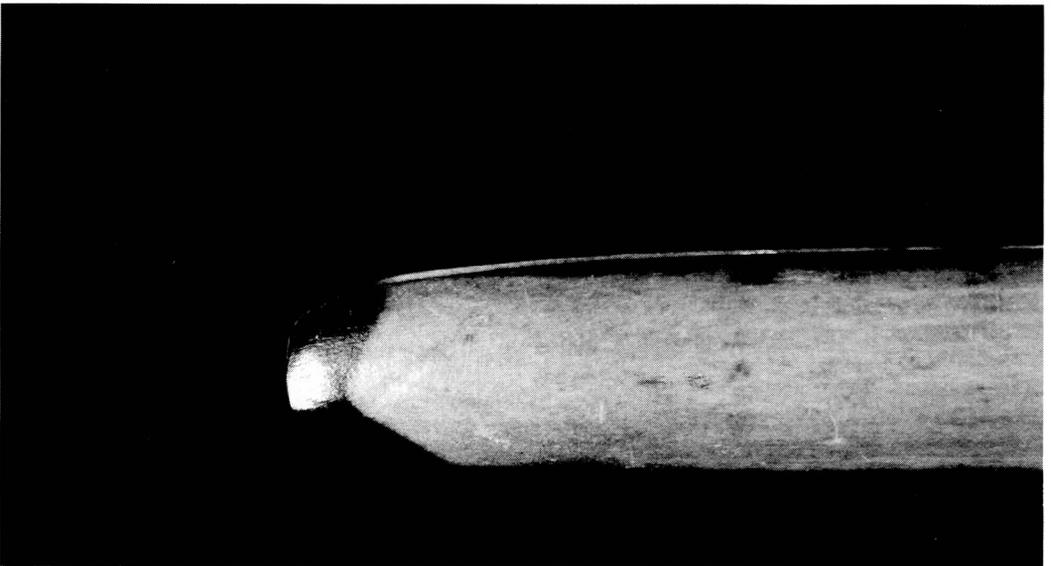
12 先端部（下面）折れ目



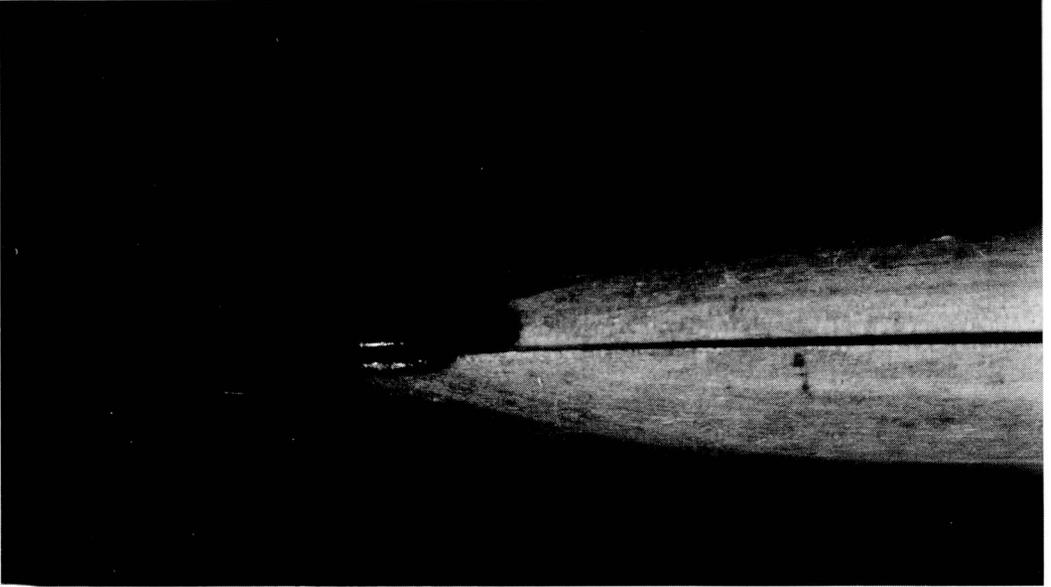
13 烏口 (左横)



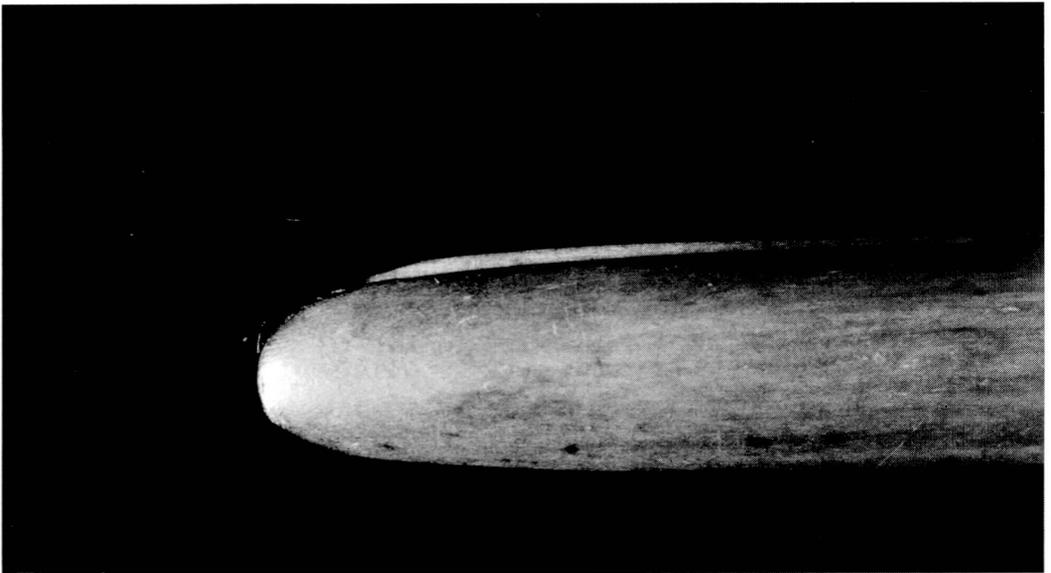
14 烏口 (上面)



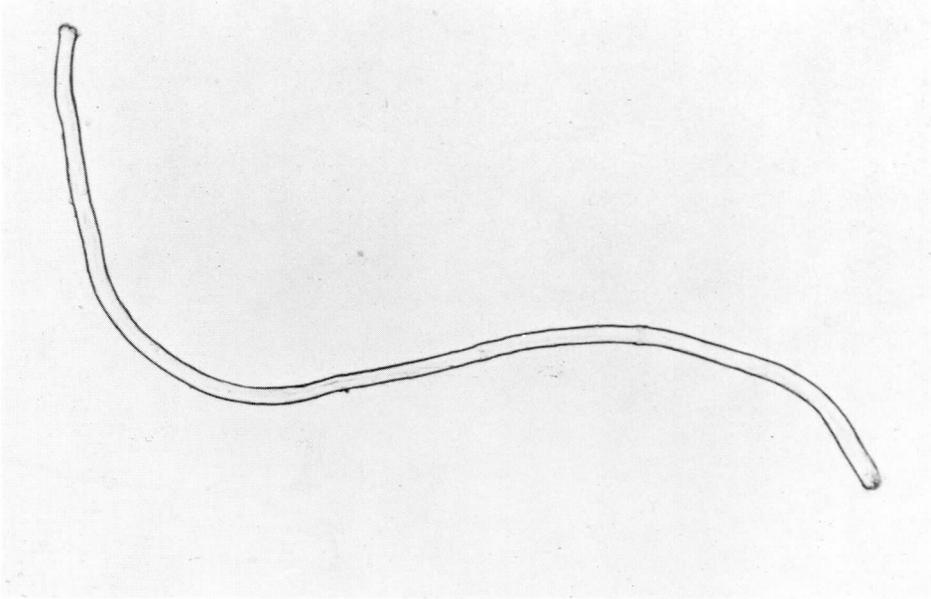
15 烏口 (右横)



16 烏口 (下面)

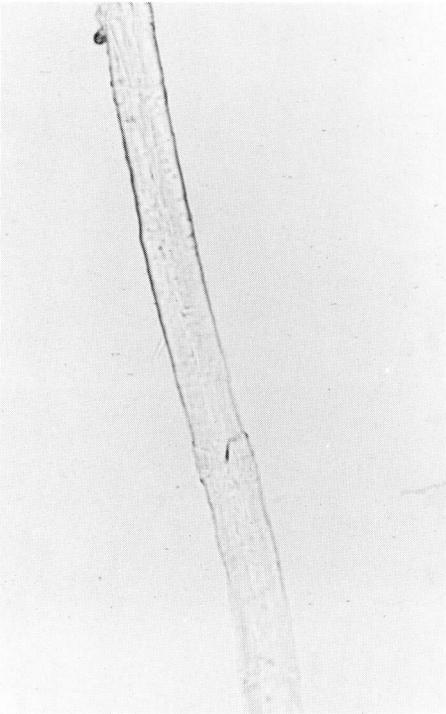


①角筆付着 No.1 (175×)

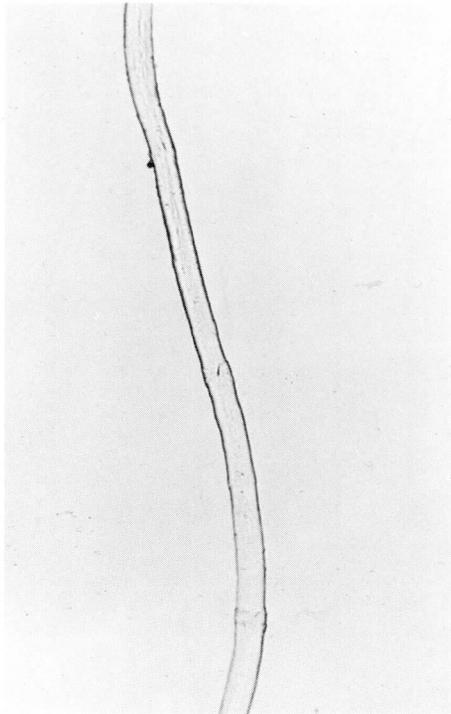


織
維
顯微鏡写真(理学部・中田政司氏撮影)

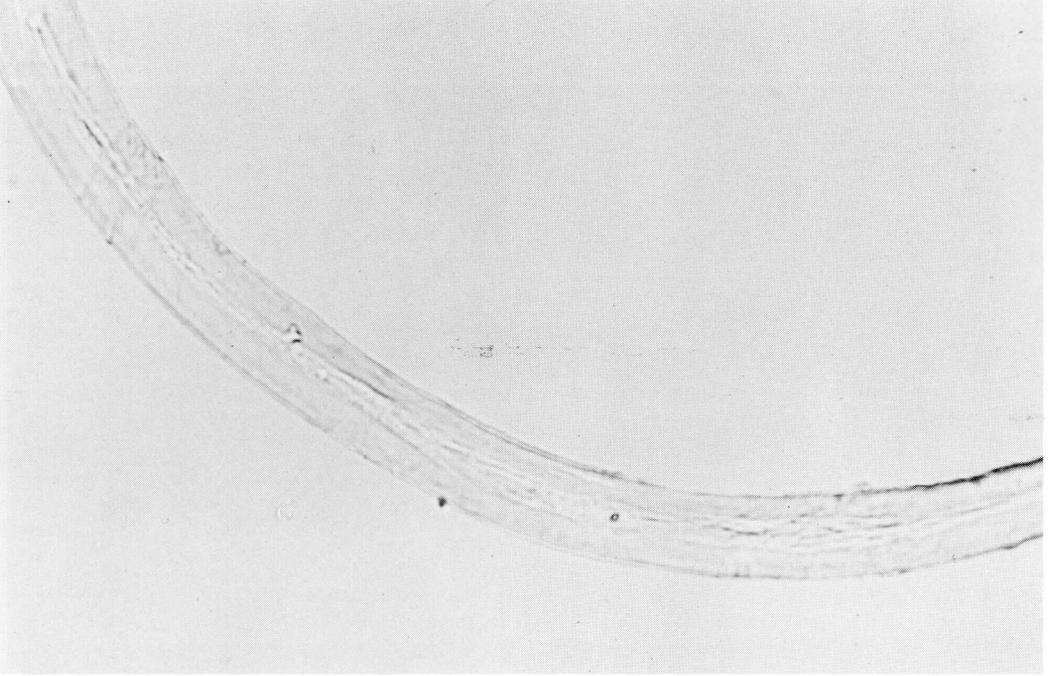
③角筆付着 No.1 (700×)



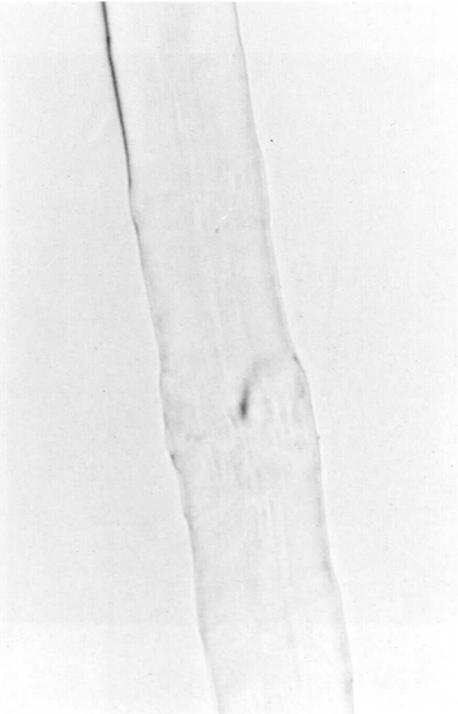
②角筆付着 No.1 (350×)



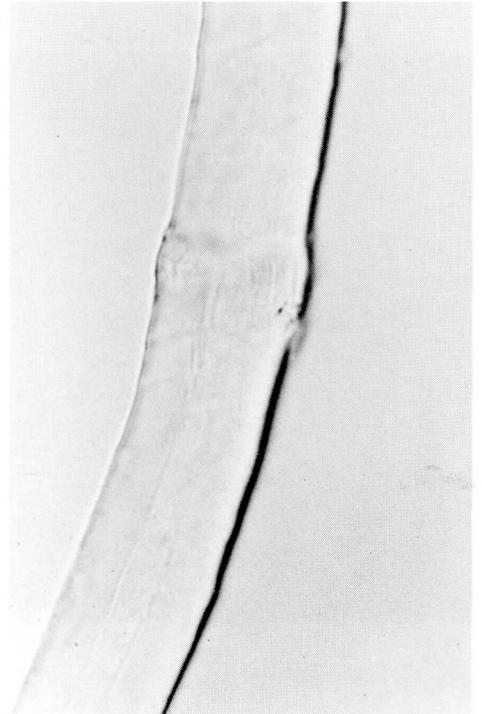
④角筆付着 No.1 (700×)



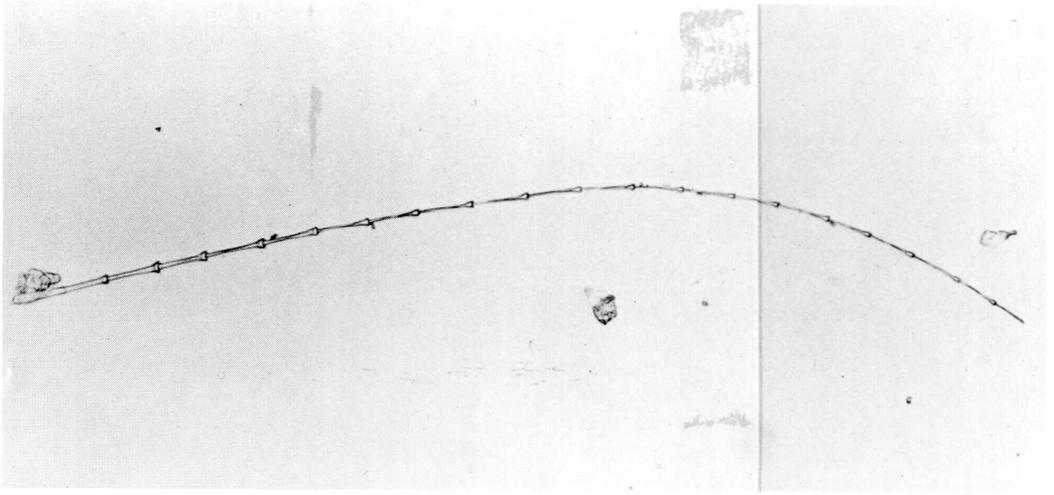
⑥角筆付着 No.1 (1750×)



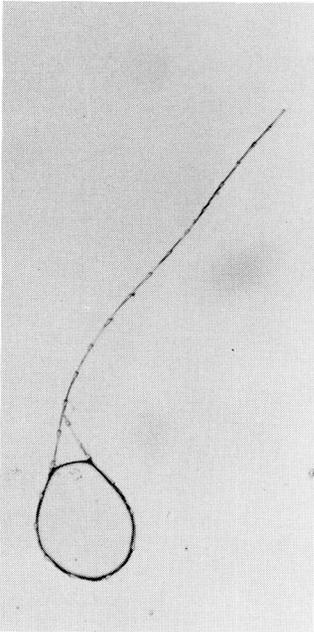
⑤角筆付着 No.1 (1750×)



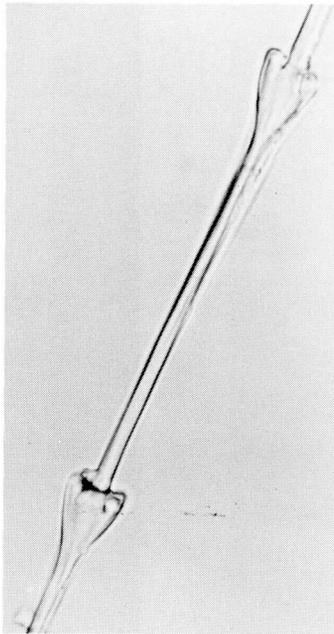
⑦角筆付着 No.2 (175×)



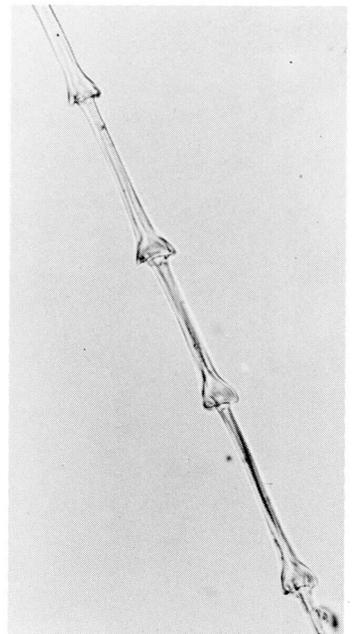
⑩角筆付着 No.3 (175×)



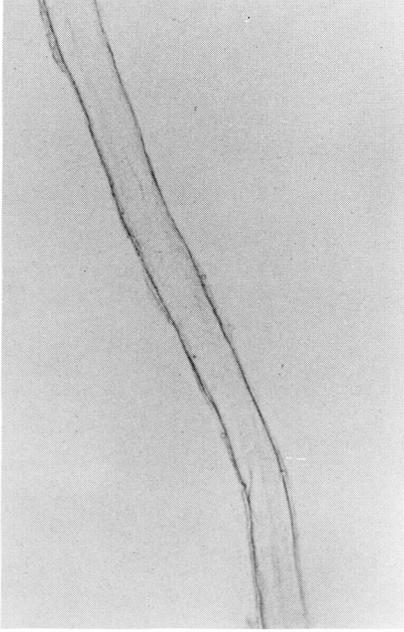
⑨角筆付着 No.2 (1750×)



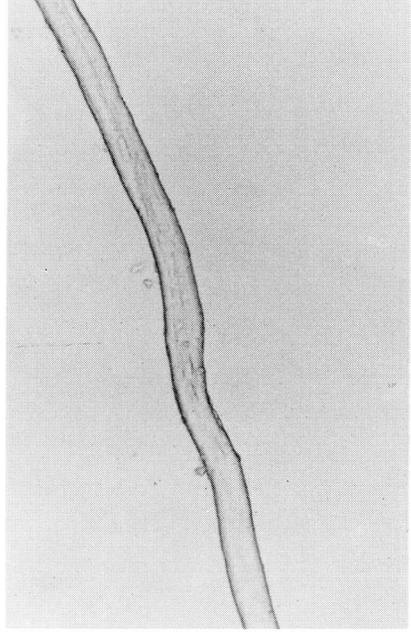
⑧角筆付着 No.2 (700×)



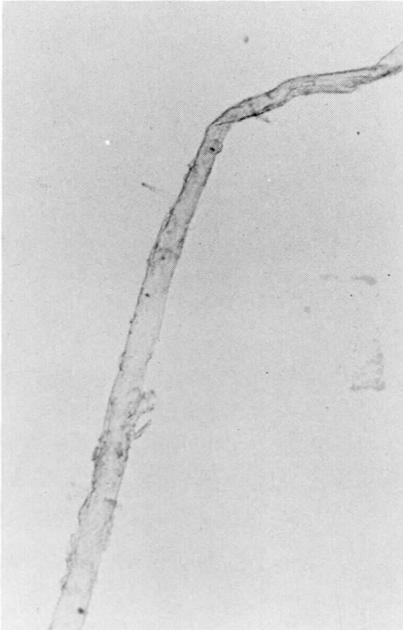
⑫角筆脱落 No.2 (350×)



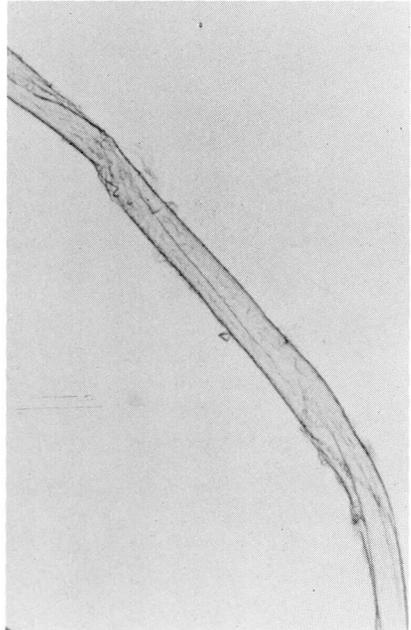
⑪角筆脱落 No.1 (350×)



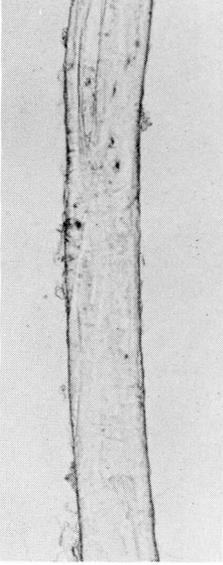
⑭角筆脱落 No.4 (350×)



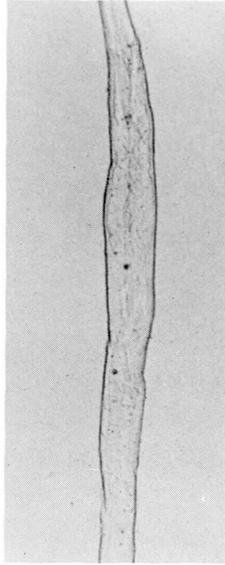
⑬角筆脱落 No.3 (350×)



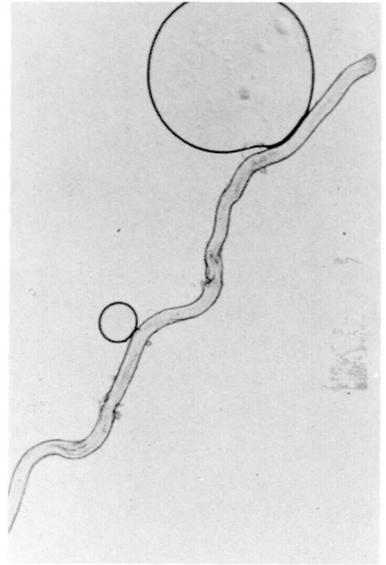
⑰角筆脱落 No.7 (350×)



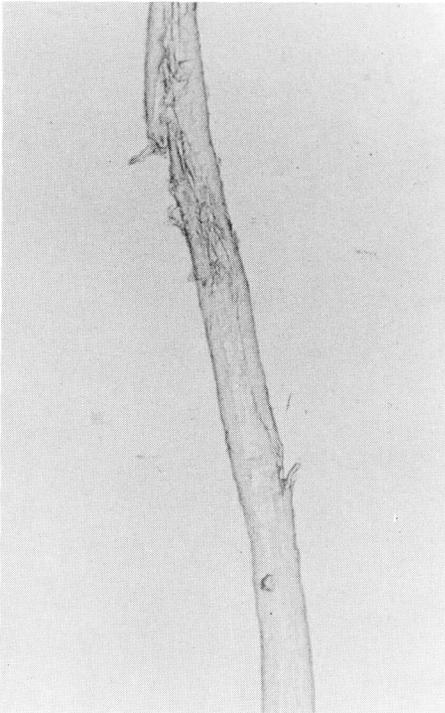
⑯角筆脱落 No.6 (350×)



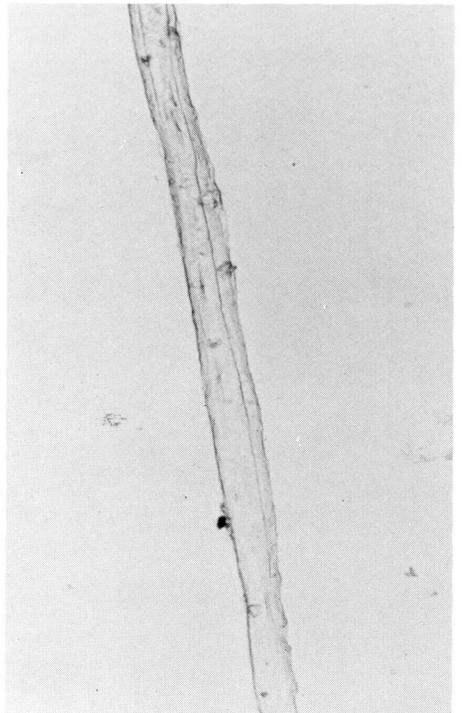
⑮角筆脱落 No.5 (350×)



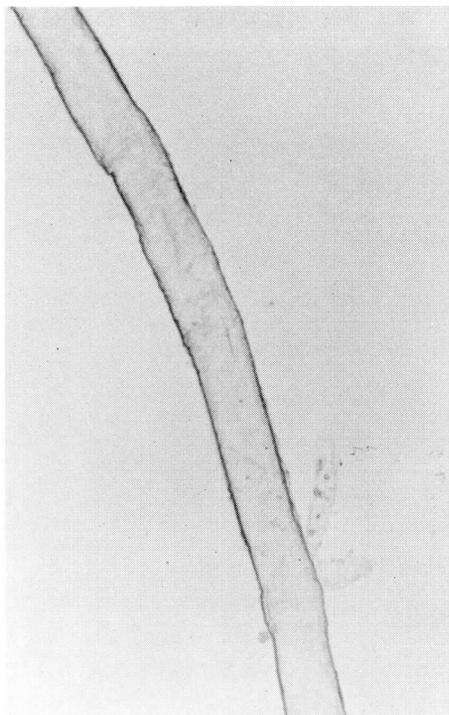
⑲角筆脱落 No.9 (350×)



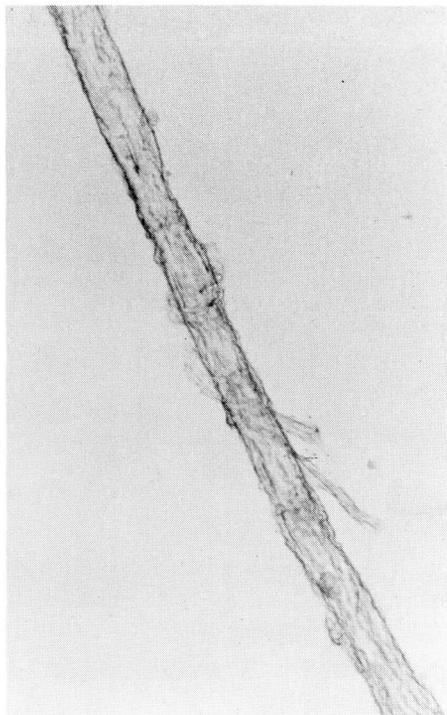
⑱角筆脱落 No.8 (350×)



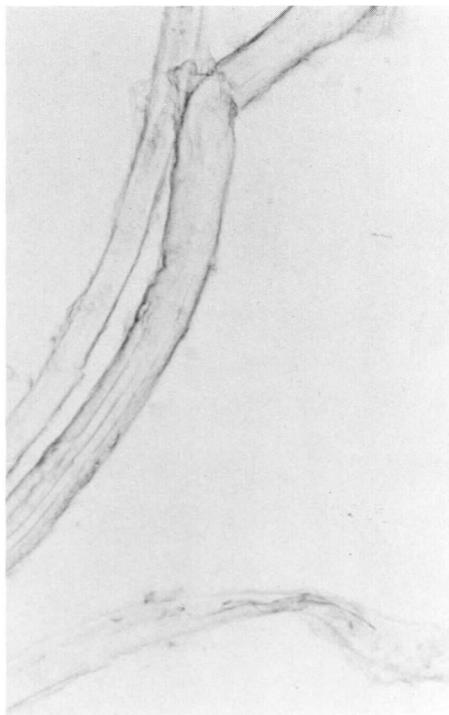
㉑大般若經卷十七 (350×)



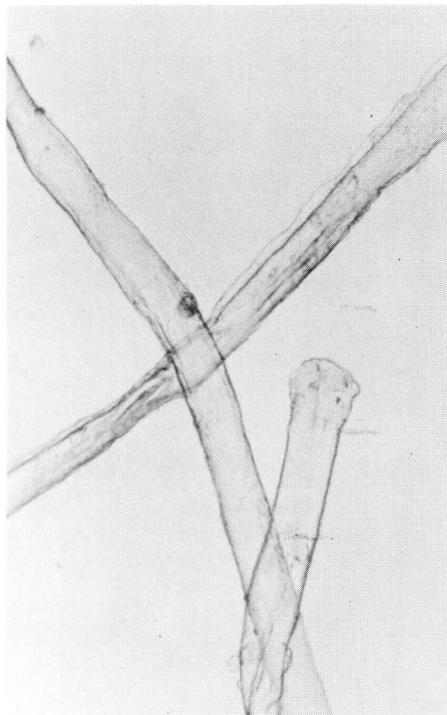
㉒大般若經卷四百五十九 (350×)



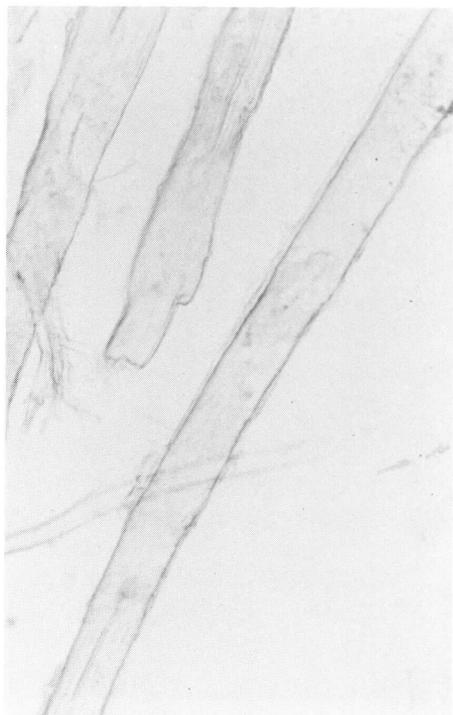
㉓大般若經卷九・裏打 (350×)



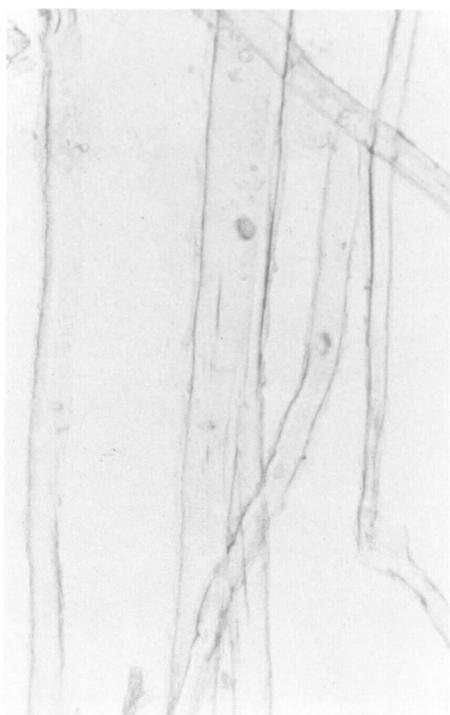
㉔大般若經卷十七 (350×)



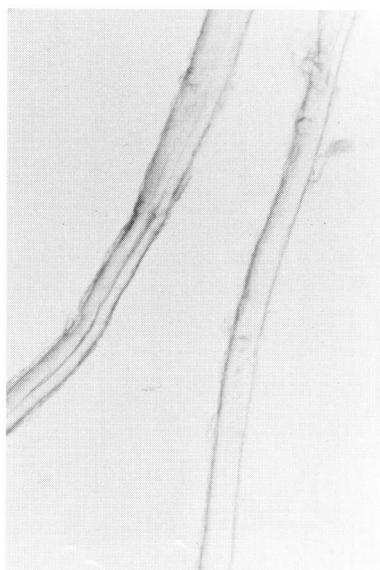
㉕大般若経卷九 (350×)



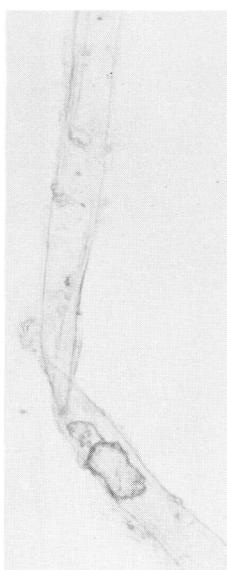
㉔大般若経卷九・裏打 (350×)



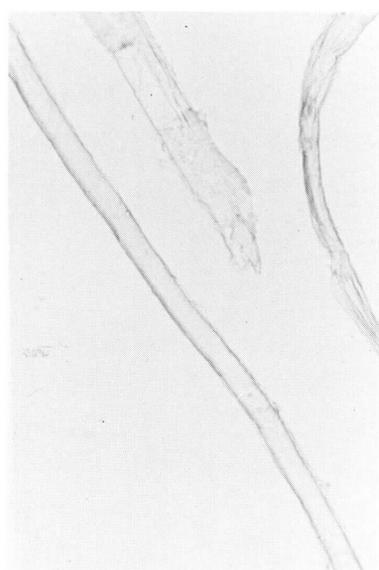
㉘大般若経卷一 (350×)



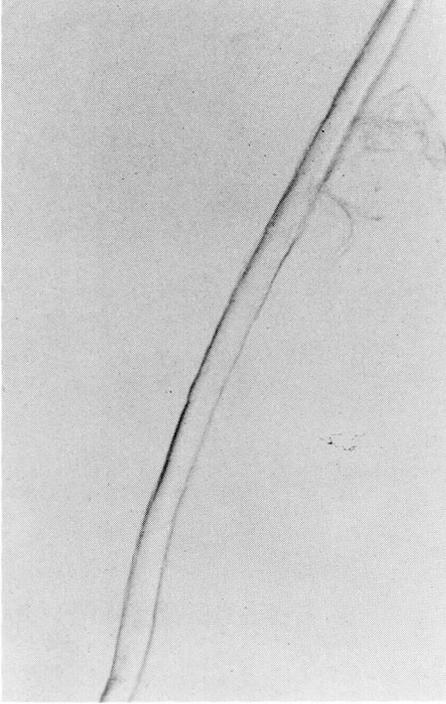
㉗大般若経卷一 (350×)



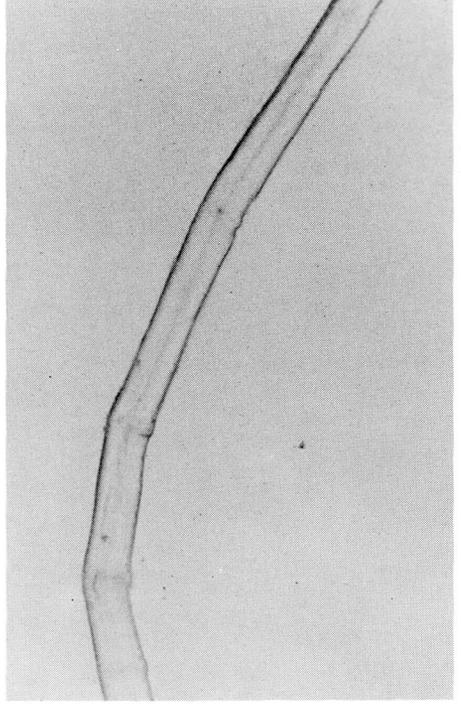
㉖大般若経卷九 (350×)



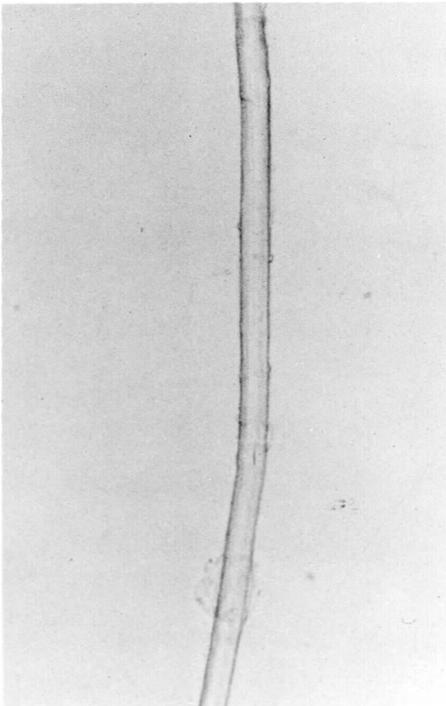
㊸紙見本 No. 1 楮紙 (350×)



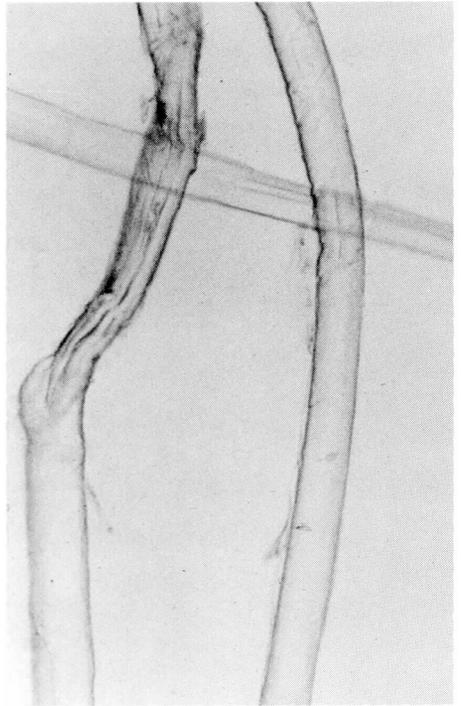
㊹紙見本 No. 1 楮紙 (350×)



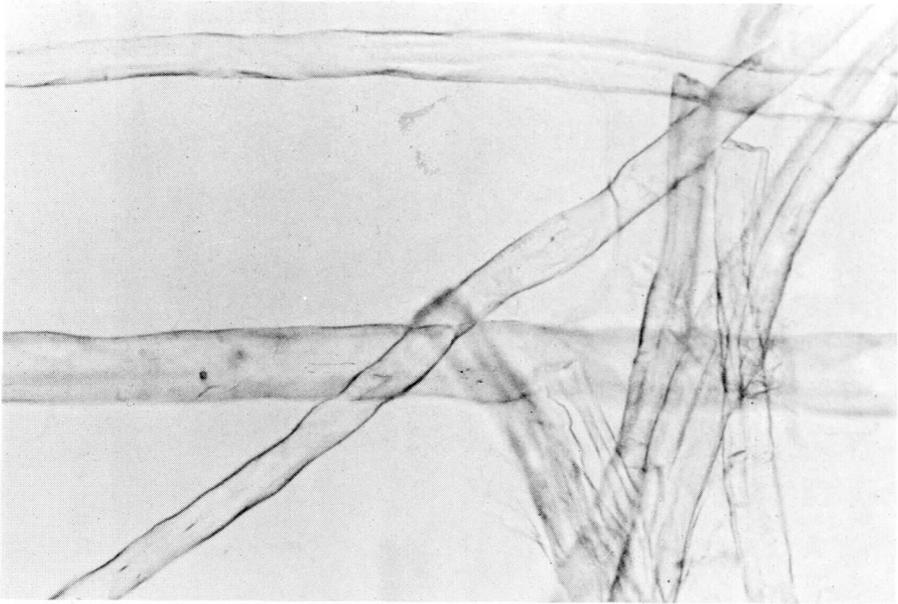
㊺紙見本 No. 1 楮紙 (350×)



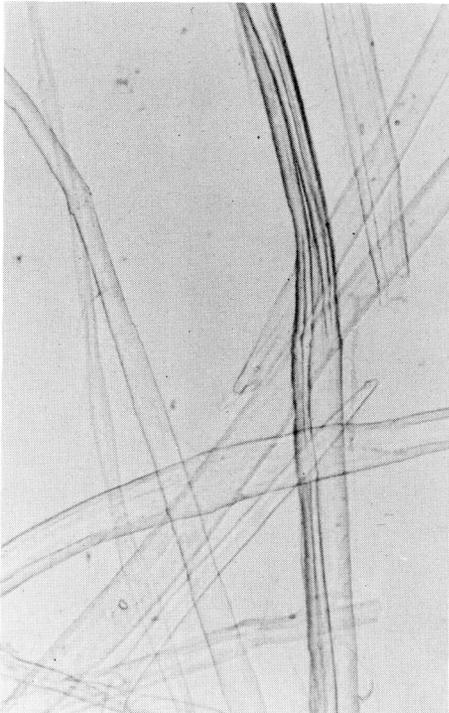
㊻紙見本 No. 1 楮紙 (350×)



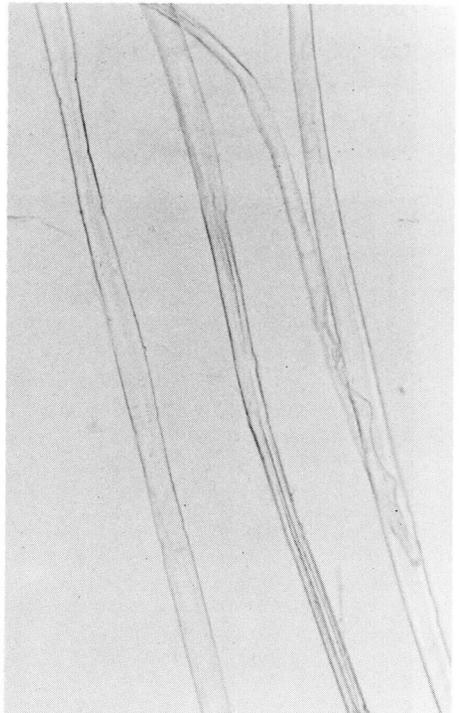
㊸紙見本 No10麻紙 (350×)



㊹紙見本 No.12雁皮・楮混合紙 (350×)



㊺紙見本 No.11雁皮紙 (350×)



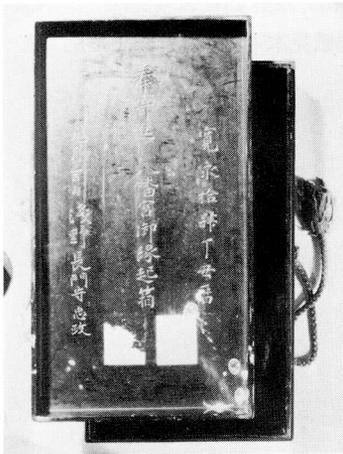
八幡大菩薩御縁起

御調八幡宮蔵

外容



縁起箱 (浅野忠政公寄進)



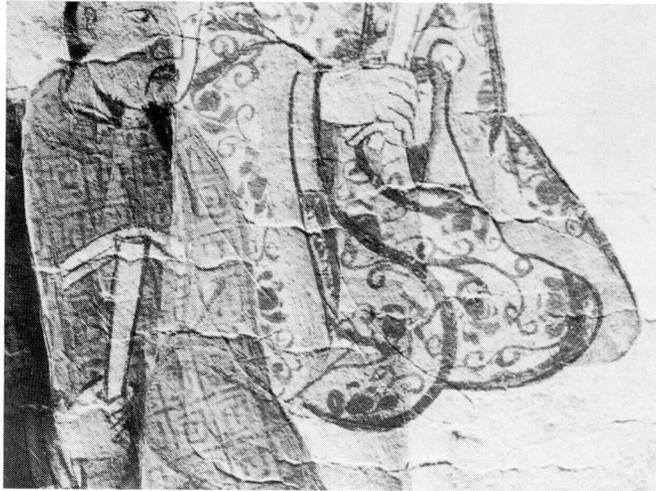
卷上・卷首



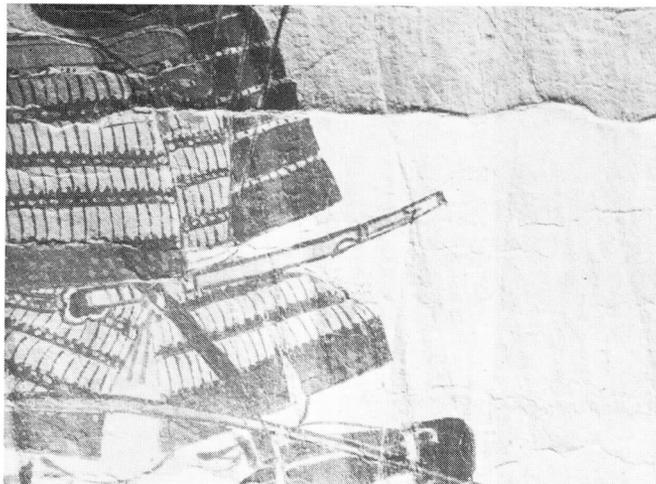
卷上・第一回(住吉明神)と詞書



八幡大菩薩御縁起・第七図（異国王）（下絵に角筆の凹線）

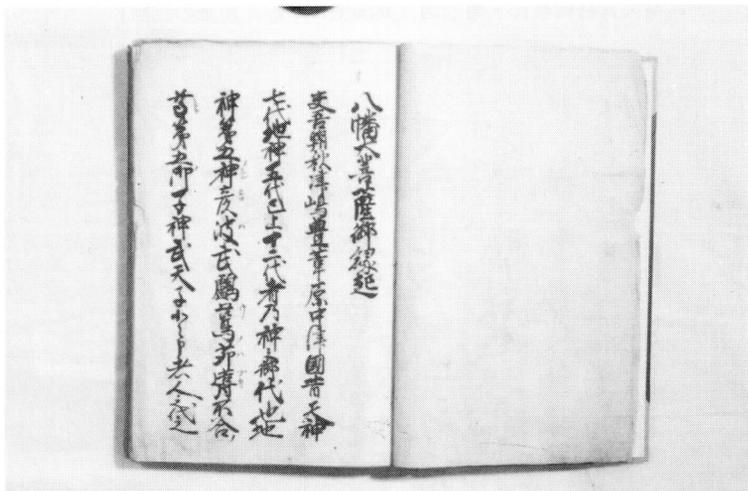


八幡大菩薩御縁起・第一図（鎧武具の御供衆）（下絵に角筆の凹線）

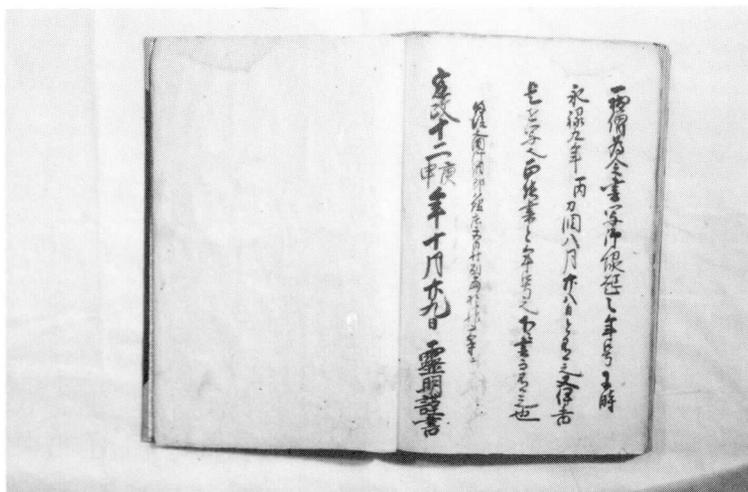


靈明筆八幡大菩薩御縁起

卷上・卷首

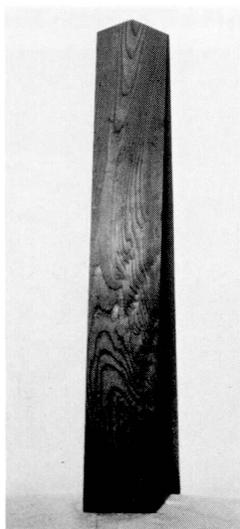


卷下・奥書

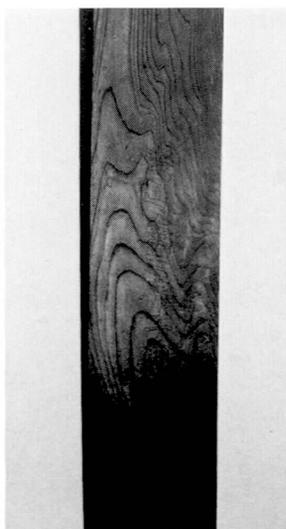


相尊模写板書碑文（再写）

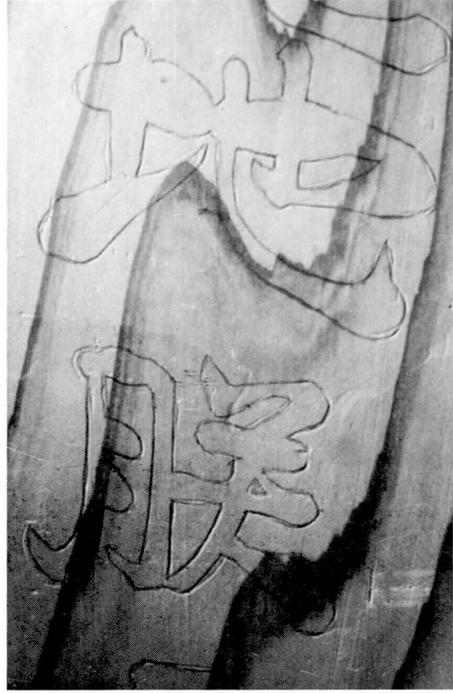
全容（裏面）



同右（拡大）



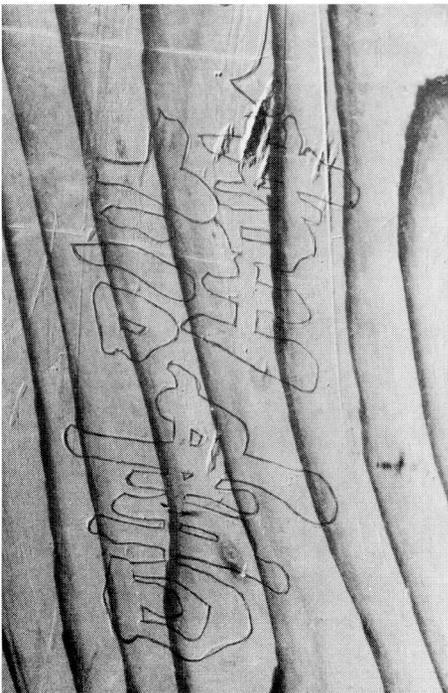
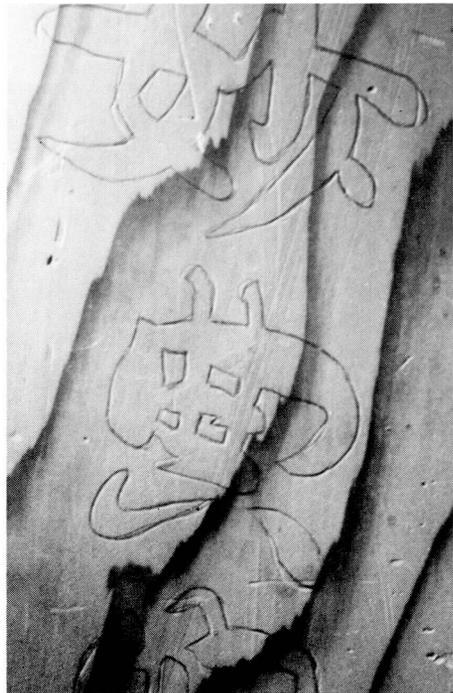
表



裏

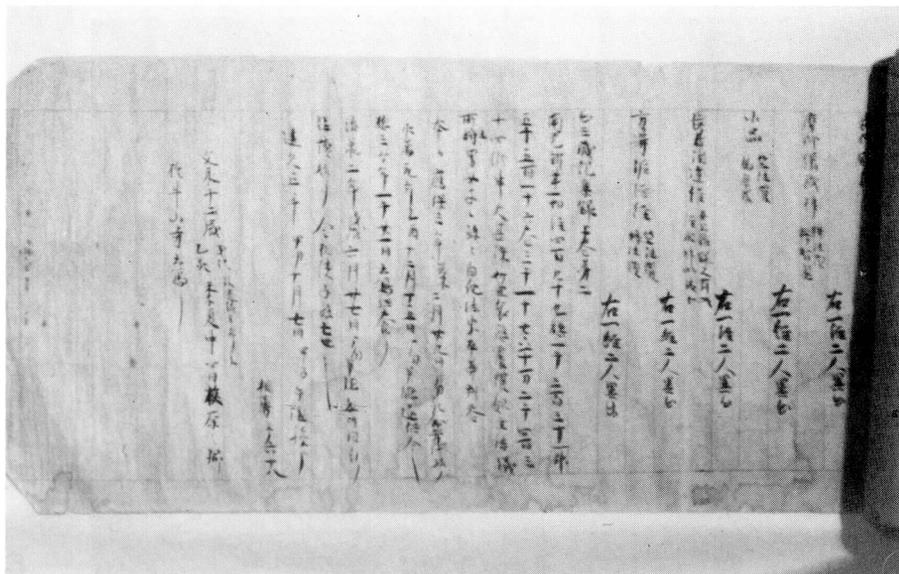


相尊模写板書碑文（再写）の角筆凹線



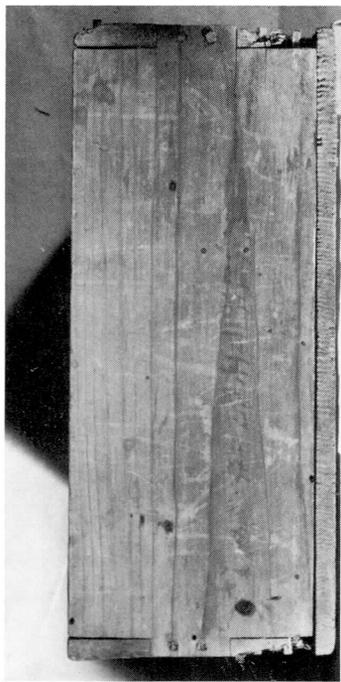
出三藏記集錄 御調八幡宮藏

奥書

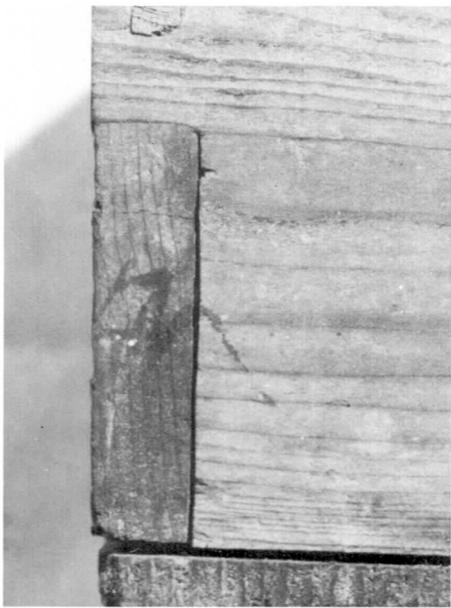


御調八幡宮藏古経函

函側墨書



函側花押





角筆先端 (御調八幡宮蔵)



角筆付着繊維



八幡大菩薩御縁起（御調八幡宮蔵）
・第一図（住吉明神）（下絵に角筆の凹線）



八幡大菩薩御縁起（御調八幡宮蔵）・第五図（楽人）（下絵に角筆の凹線）